

第3期滝沢市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和 11 年度

(2025～2029)

素案

令和7年 月

滝沢市

目 次

第 1 章 本計画について	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 国及び岩手県の動向	1
(2) 本市の動向及び計画策定について	2
2 計画の概要	2
(1) 計画の対象	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	4
(4) 計画の策定体制	4
第 2 章 滝沢市の現状と課題	5
1 こどもを取り巻く本市の現状	5
(1) 人口動態統計	5
(2) 教育・保育の利用状況	14
(3) アンケート調査結果	16
2 こどもを取り巻く本市の課題	20
第 3 章 計画の基本的考え方	21
1 基本理念	21
2 基本的視点及び基本目標	21
(1) 基本的視点	21
(2) 基本目標	22
3 施策の体系	23
4 事業計画部分の考え方	24
(1) 教育・保育提供区域の考え方	24
(2) 人口推計	27
(3) 量の見込みの算出方法について	28
第 4 章 施策の内容	30
基本目標1 子どもがすくすく育つ環境づくり	30
(1) 多様な保育等の確保	30
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実	34
(3) 教育・保育の連携と提供体制の確保	43
(4) 小学校との連携強化	43
(5) 放課後の子ども達の居場所づくりと環境改善	44
基本目標2 安心して子育てができる環境づくり	45
(1) 母子保健施策と小児医療体制の充実	45
(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	49
(3) 経済的支援の充実	50

(4) ひとり親世帯への支援	51
(5) 児童虐待防止対策（又は要保護等児童対策）の充実	52
(6) 障がい児支援の充実	56
(7) 仕事と子育ての両立支援	58
(8) 相談支援体制の充実と情報発信の推進	59
第5章 計画の推進	60
1 計画推進及び進捗状況の把握	60
2 計画推進に向けた関係機関の役割	61
(1) 家庭の役割	61
(2) 地域の役割	61
(3) 保育所・認定こども園・学校等の役割	61
(4) 事業主の役割	61
(5) 行政の役割	62
資料編	63
○第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定経過等	63
○滝沢市子ども・子育て会議設置条例	64

第1章 本計画について

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国及び岩手県の動向

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進展、そして地域社会におけるつながりの希薄化が顕著となり、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの社会的変動により、保育ニーズの増大や、子育てに対する負担感や不安感が高まっています。子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てを行える環境を整備することは、社会全体にとって重要な課題となっています。

こうした状況を受け、我が国ではこれまで様々な取り組みを展開してきました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの健全な育成を支援するための施策が推進されました。さらに、平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村に対して「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられるなど、地域に根ざした支援体制の強化が図られました。

平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という理念のもと、幼児期の教育と保育の一体的な提供、保育の量的拡充、そして家庭における子育て支援など、包括的な支援策が展開されてきました。これらの取り組みは一定の成果を上げているものの、社会状況の変化に伴い、子どもや若者を取り巻く環境は一層多様化・複雑化しています。特に、貧困や経済格差の拡大といった問題は、個々の家庭だけでなく社会全体が直面する深刻な課題となっています。

このような社会的課題に対応するため、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、併せて「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁では、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、国全体の施策を統括し、地方自治体との連携を強化しています。また、各地域には「こども家庭センター」が設置され、地域ごとのニーズに応じた子どもや家庭への支援を提供する役割を担っています。これにより、地域社会全体で子どもや若者を支える体制が強化され、より一層充実した子ども・子育て支援策の推進が可能となりました。

本計画は、これまでの取り組みと新たな制度の趣旨を踏まえ、子ども・子育てに関する課題に総合的かつ効果的に対応することを目的としています。

(2) 本市の動向及び計画策定について

本市においても、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援滝沢村行動計画」(前期計画)を策定し、さらに平成22年3月には後期計画を策定しました。平成27年3月には「滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、続いて令和2年度には、子ども・子育て支援の取組をより効果的かつ総合的に推進するため、「第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本市ではこれまで、子ども・子育て支援のために必要な施策を積極的に展開し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ効率的に提供してきました。

さらに、「こども基本法」の理念を踏まえ、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画は、令和6年度末に終了する「第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、本市の実情に応じたこども施策を総合的に推進するとともに、令和6年度に設置された滝沢市こども家庭センターを計画に位置づけることで、引き続ききめ細かく切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組むことを目ざします。

2 計画の概要

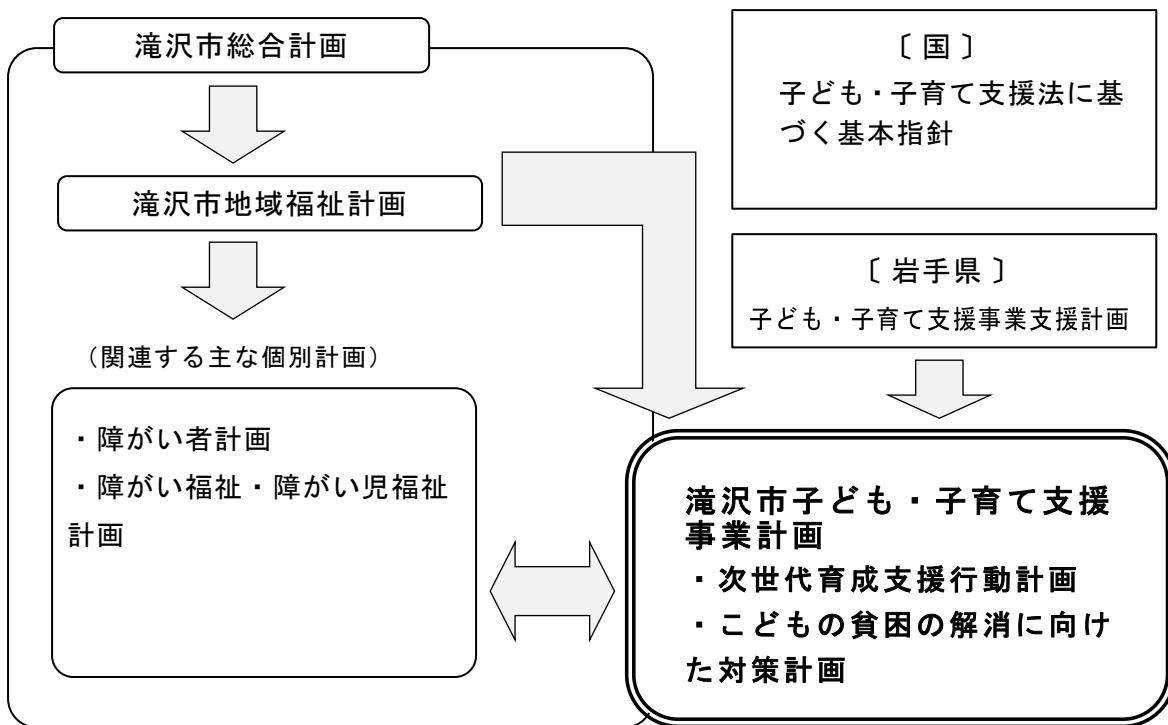
(1) 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもとその保護者とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村対策計画」と一体的に策定します。

また、滝沢市第2次総合計画の健康こども部門実施計画として位置づけ、様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進します。



子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

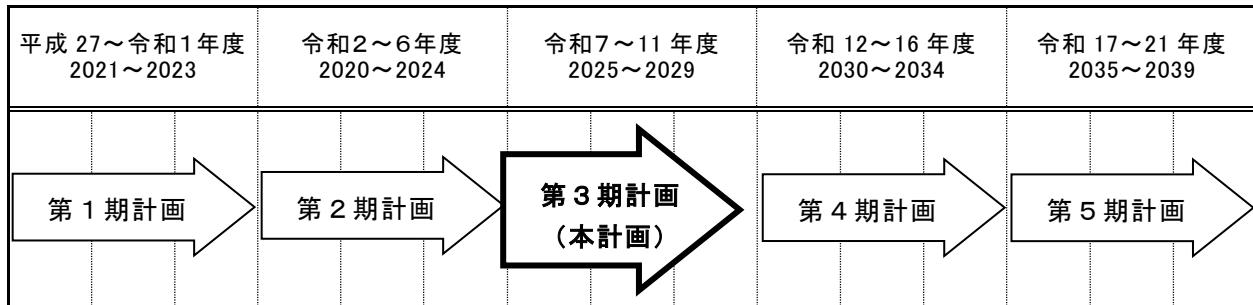
第10条第2項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が2024（令和6年）6月26日に公布され、子どもの貧困対策の推進に関する法律が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。



(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子育て家庭における子どもと保護者の現状や意向、課題等についてご意見を伺うため、令和6年2月に「滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

また、「子育て支援プロジェクトチーム会議」や「滝沢市子ども・子育て会議」を開催し、アンケート調査を通じて把握した現状や課題を踏まえて、子ども・子育てに関する施策や地域の子育て支援のあり方について検討を重ねました。さらに、パブリックコメントを実施し、広く意見や改善案等を求め計画を策定しました。

第2章 滝沢市の現状と課題

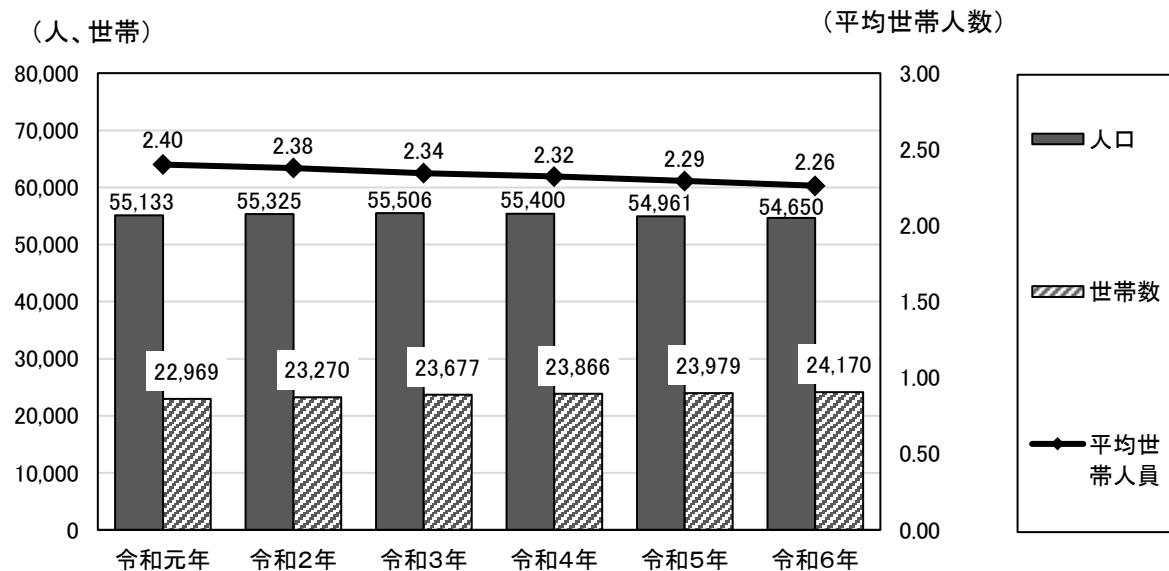
1 こどもを取り巻く本市の現状

(1) 人口動態統計

①総人口と世帯数の推移

本市の人口は、令和6年と令和元年を比べると 483 人減少しています。一方、世帯数は 1,201 世帯増加しているため、一世帯あたりの平均人員が減少しており、一人暮らし世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



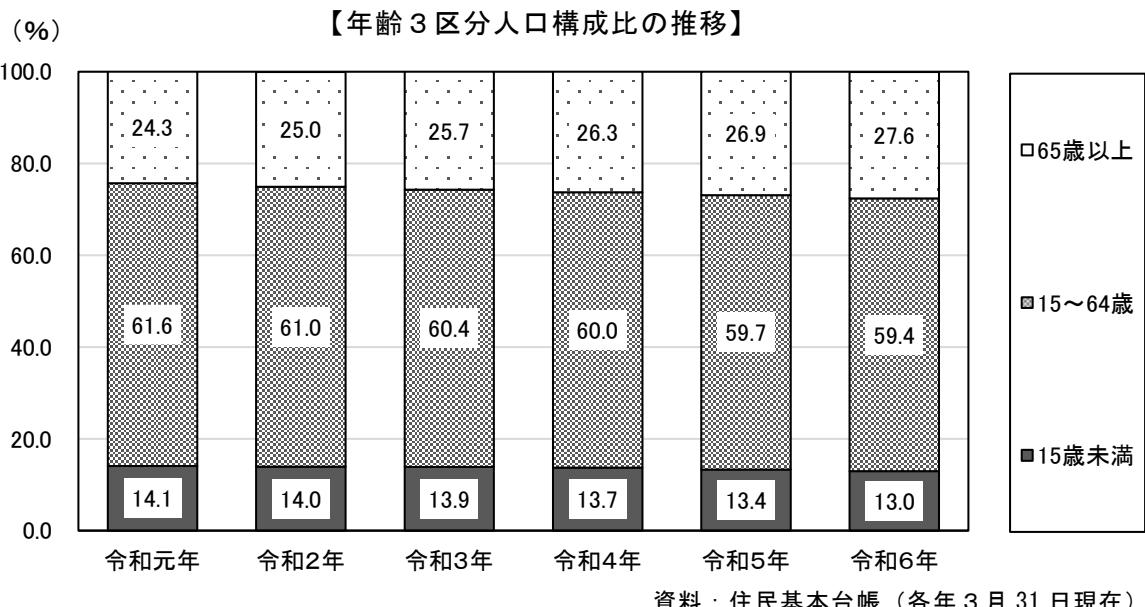
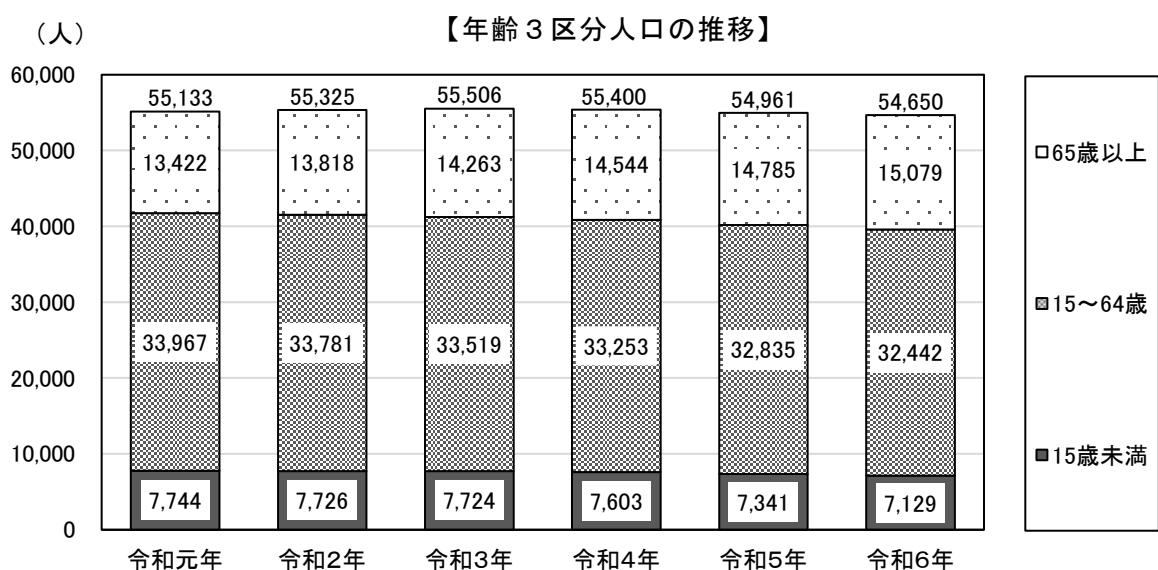
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②年齢3区分人口の推移

本市の人口を年齢区別でみると、令和6年の15歳未満の年少人口は7,129人、総人口に占める割合は13.0%と、令和元年に比べて615人減少し、構成比でも1.1ポイント減少しています。15~64歳の生産年齢人口は年々減少する一方で、65歳以上の老人人口は増加を続け、高齢化を示す指標により、令和6年の高齢化率は27.6%と超高齢社会が進行しています。

※高齢化を示す指標

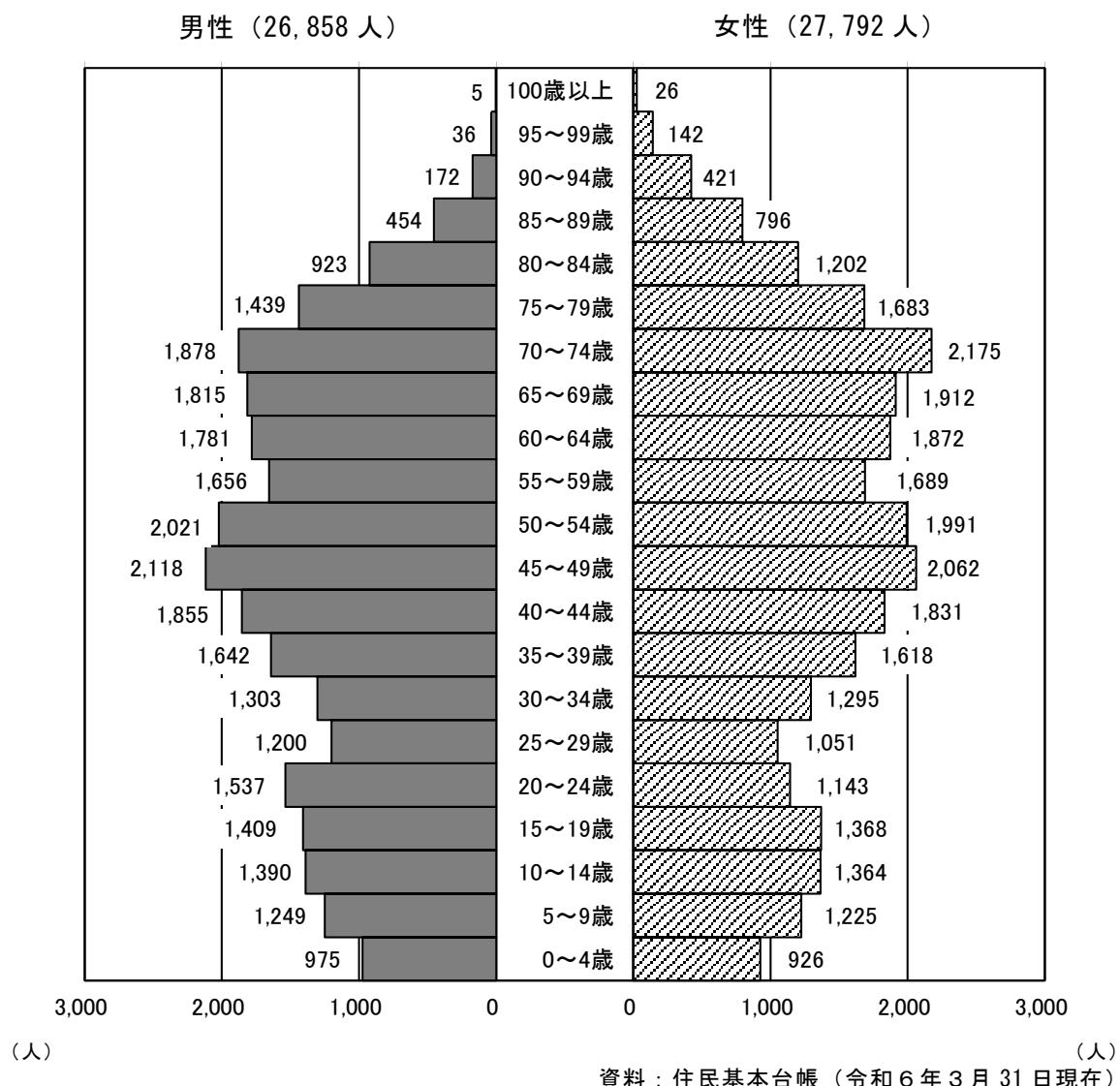
- 「高齢化社会」：65歳以上の人団が、全人口の7%超
- 「高齢社会」：65歳以上の人団が、全人口の14%超
- 「超高齢社会」：65歳以上の人団が、全人口の21%超



③性別の人口構成

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに45～54歳及び70～74歳人口が多く、0～4歳人口が少ない、高齢化を示す「つぼ型」となっています。

【人口ピラミッド（令和6年）】

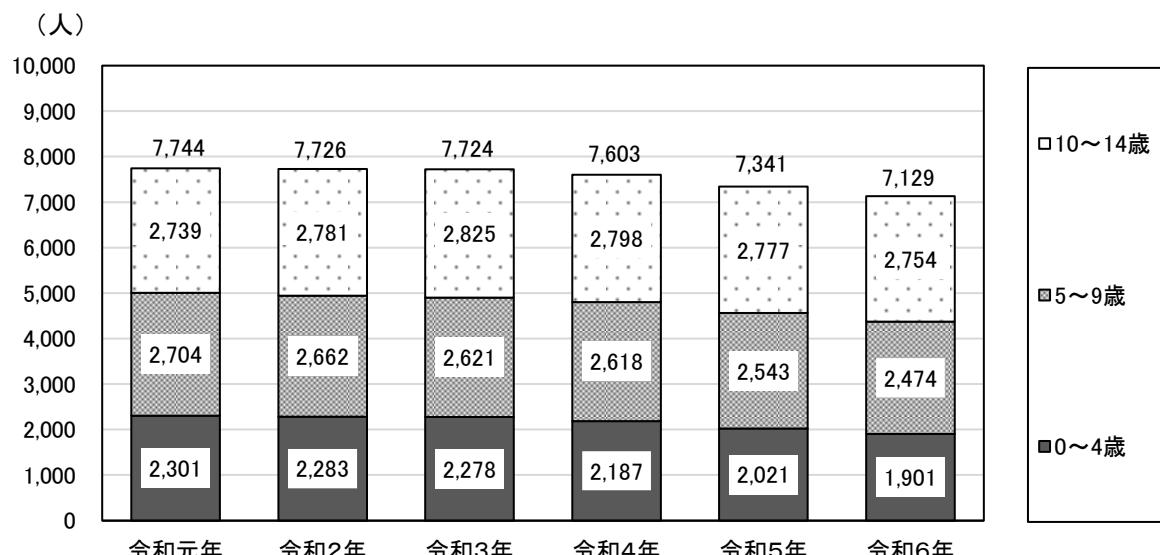


資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

④年少人口の推移

年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、令和6年は令和元年に比べて「10～14歳」で増加していますが、「0～4歳」と「5～9歳」で減少しており、全体としては615人減少しています。

【年少人口（「0～14歳」人口）の推移】



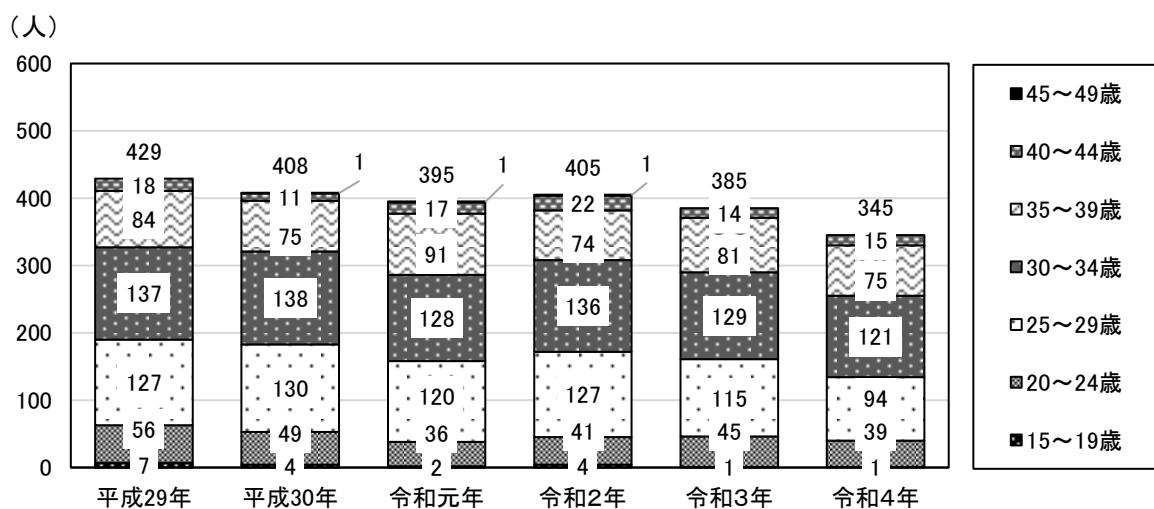
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

⑤出生の状況

母親の年齢階級別出生数の推移をみると、平成29年と令和4年を比べると出生数が減少していることもあります、全ての年齢で減少しています。

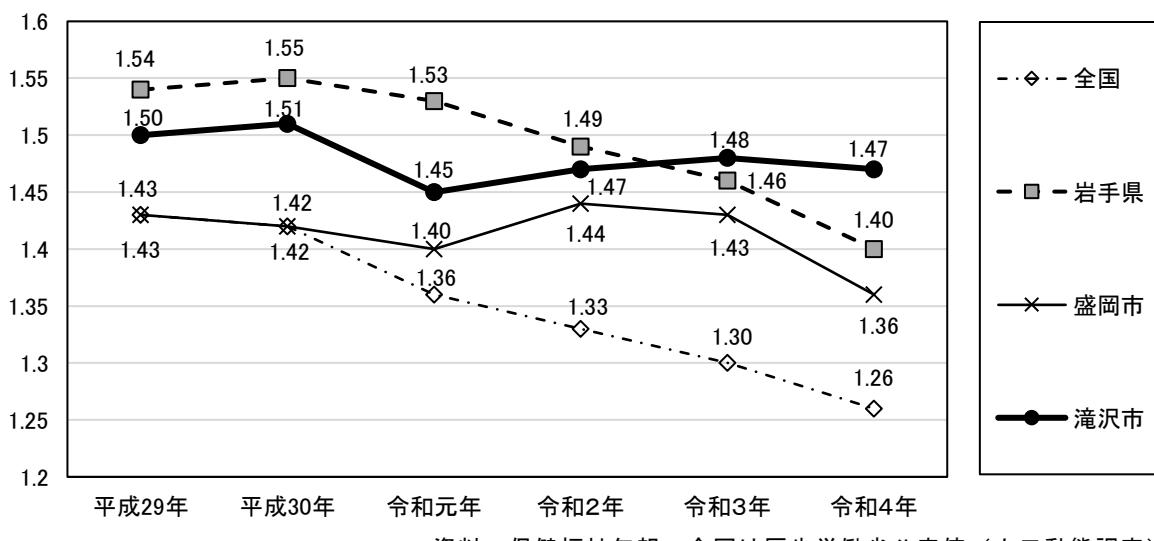
本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成30年の1.51から令和元年に1.45に下がりましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。本市の少子化傾向は、令和4年の全国（1.26）及び県（1.40）盛岡市（1.36）に比べて緩やかですが、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。

【母親の年齢階級別出生数の推移】



資料：岩手県保健福祉部（保健福祉年報）

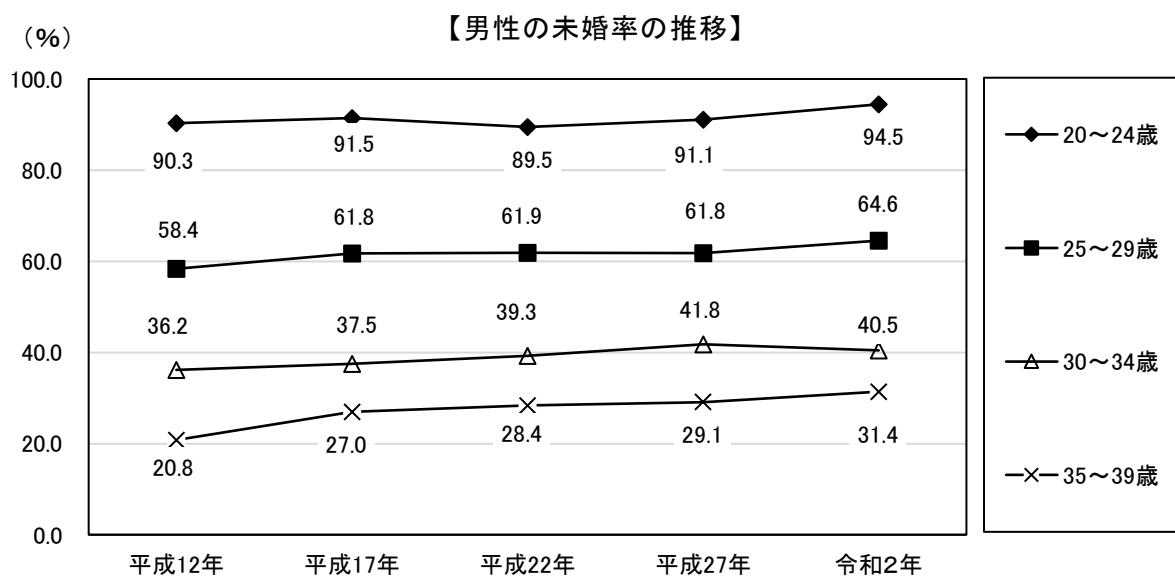
【合計特殊出生率の推移】



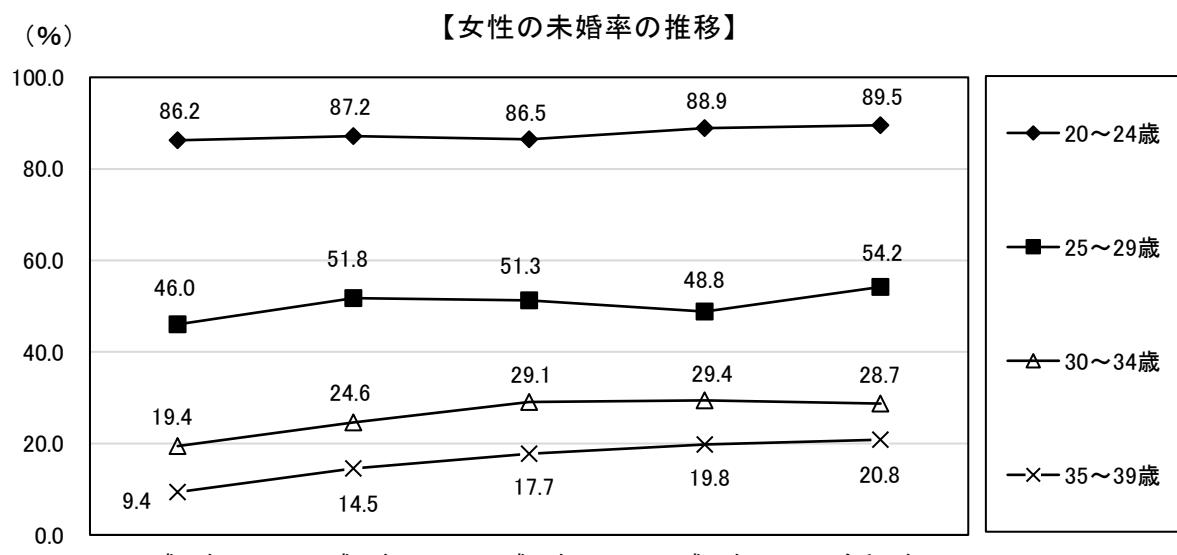
資料：保健福祉年報・全国は厚生労働省公表値（人口動態調査）

⑥未婚率の推移

未婚率の状況について性・年齢別にみると、男女ともにすべての年代で増加傾向です。平成12年から令和4年にかけての未婚率の増加幅は、20～24歳の男性で4.2ポイント、女性で3.3ポイント、25～29歳の男性で6.2ポイント、女性で8.2ポイント、30～34歳の男性で4.3ポイント、女性で9.3ポイント、35～39歳の男性で10.6ポイント、女性で11.4ポイントとなっており、25～39歳では女性の未婚率の増加幅が男性を上回っています。



資料：国勢調査

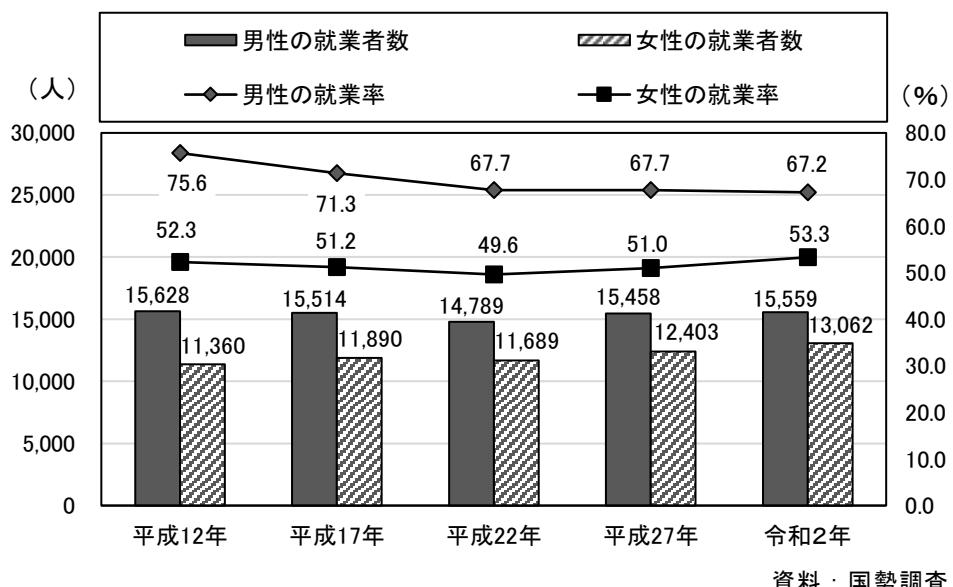


資料：国勢調査

⑦性別の就労状況

性別の就労状況をみると、男性の就業率は、平成12年(75.6%)から令和2年(67.2%)にかけて、8.4ポイント減少しています。一方、女性では、平成12年(52.3%)から令和2年(53.3%)にかけて1.0ポイント増加しています。

【男女別就労状況の推移】



⑧産業別の就労状況

産業別の就業者数をみると、第一次産業及び第二次産業が減少傾向で、第三次産業は増加傾向となっています。

【産業別就業者数の推移】

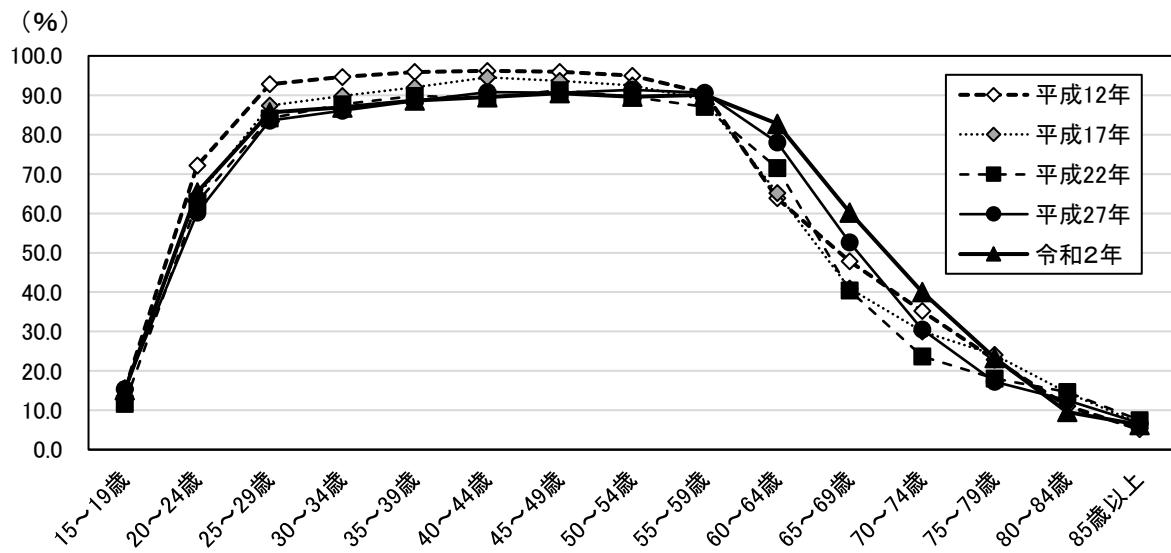
	(人)				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	1,564	1,551	1,374	1,399	1,336
	5.8%	5.7%	5.2%	5.1%	4.8%
第二次産業	7,055	6,263	5,683	6,100	6,075
	26.2%	23.0%	21.8%	22.4%	21.7%
第三次産業	18,289	19,432	19,067	19,792	20,592
	68.0%	71.3%	73.0%	72.5%	73.5%

資料：国勢調査

⑨性・年代別の就労状況

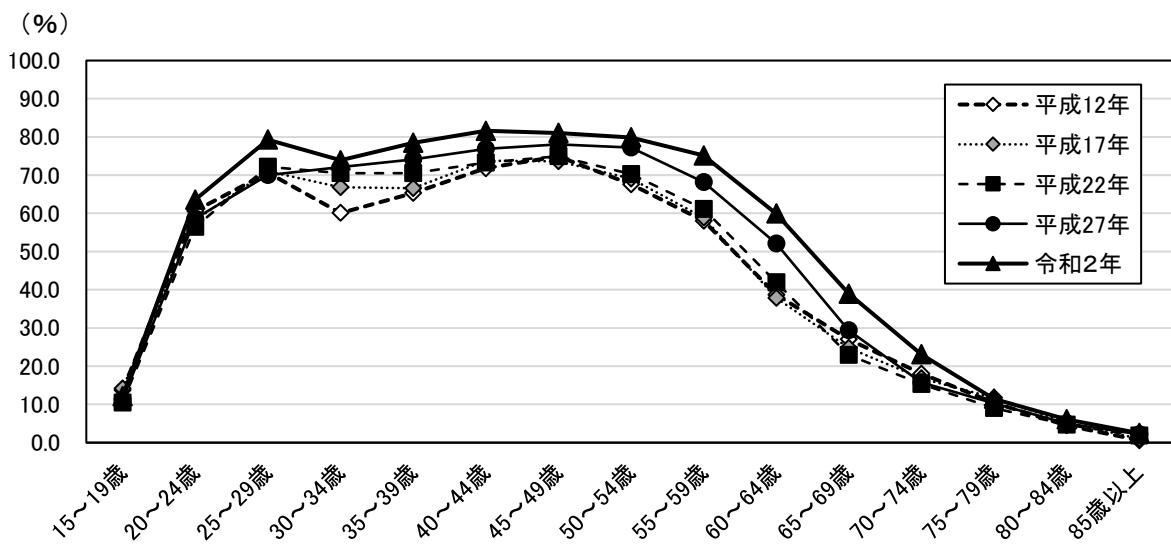
性・年代別の就業率をみると、女性の場合、これまで子育て期にあると考えられる30歳代でやや落ち込むM字カーブを描いていましたが、その形は年々緩やかになり、令和2年には男性の示す曲線に近づいている様子がうかがえます。未婚率の上昇も要因の1つであると考えられます。

【年代別就業率の推移／男性】



資料：国勢調査

【年代別就業率の推移／女性】

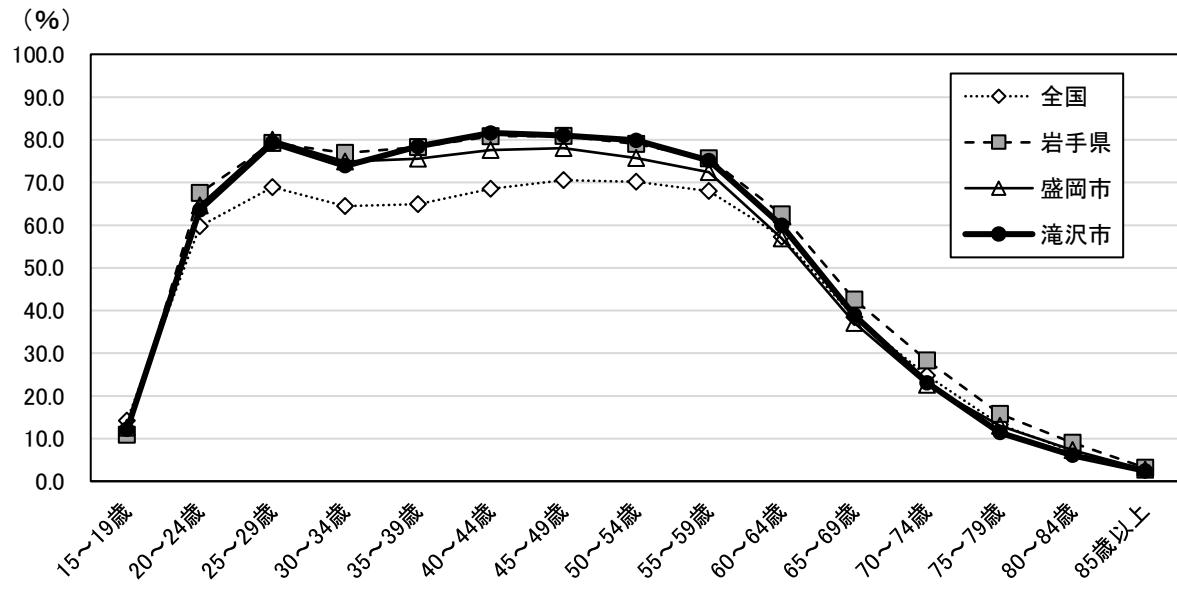


資料：国勢調査

⑩女性の年齢別の就労状況の比較

女性の就業率を全国及び県、盛岡市と比較すると、M字カーブのくぼみ部分である「30～34歳」の就業率は、全国よりは高くなっていますが、県及び盛岡市よりは低くなっています。

【年代別女性就業率／令和2年】



資料：国勢調査

(2) 教育・保育の利用状況

① 幼稚園等利用状況

3歳以上で教育を希望する子どもの数は市内施設の利用定員の範囲内であり、希望する教育を受けることができました。

	R2	R3	R4	R5	R6
幼稚園等利用児童数	650	479	426	357	304
利用定員数	485	797	797	717	717

※幼稚園等は幼稚園、認定こども園（幼稚園分）、新制度未移行幼稚園

② 保育所等入所率の推移

0～5歳児童数は減少傾向にあるものの、入所率は年々増加しています。

	R2	前年比	R3	前年比	R4	前年比	R5	前年比	R6	前年比
保育所等数	17	0	17	0	18	1	18	0	17	-1
出生数	411	+24	424	+13	372	-52	345	-27	-	-
0～5歳児童数A	2,798	-22	2,771	-27	2,694	-77	2,504	-190	2,349	-155
定員数	1,506	+136	1,566	+60	1,566	0	1,586	+20	1,566	-20
入所者数B	1,644	+82	1,672	+28	1,690	+18	1,674	-16	1,684	-10
入所率 B/A	59%	-	60%	-	62%	-	67%	-	72%	-

※保育所等は、保育所、認定こども園（保育所分）、地域型保育給付

※出生数は年度中、0～5歳児童は各年4月1日現在、定員数は年度末の数値。

③ 保育所等利用待機児童数の推移

待機児童数は令和6年度は5人、入所保留数は53人と前年度より減少しています。

	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数	13	7	28	16	5
該当年齢	0歳	0	0	2	0
	1歳	8	4	7	1
	2歳	5	2	6	3
	3歳	0	1	1	0
	4歳	0	0	0	1
	5歳	0	0	0	0
入所保留数	101	72	111	84	53

資料：子育て課（各年4月1日）

・保育所等利用待機児童とは

保育所等利用待機児童数とは、厚生労働省の通知に基づき集計しているものです。具体的には、保育所等の利用申込をしたにも関わらず、定員超過等により利用できなかった児童（保留児童）のうち、国の指針に基づいて除いてよいとされている項目を除いて集計しています。

保育所等利用待機児童数＝保留児童数－（幼稚園預かり保育等※1＋育休取得者※2＋主に自宅で休職活動している家庭の児童数＋特定園希望者等※3）

※1 幼稚園預かり保育、一時保育等の利用している児童

※2 育児休業中の家庭の児童

※3 特定の保育所等のみを希望する児童、近くに空きがあるにも関わらず入所を希望しない児童等

(3) アンケート調査結果

本計画の策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために就学前児童を持つ保護者及び小学生を持つ保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

①調査概要

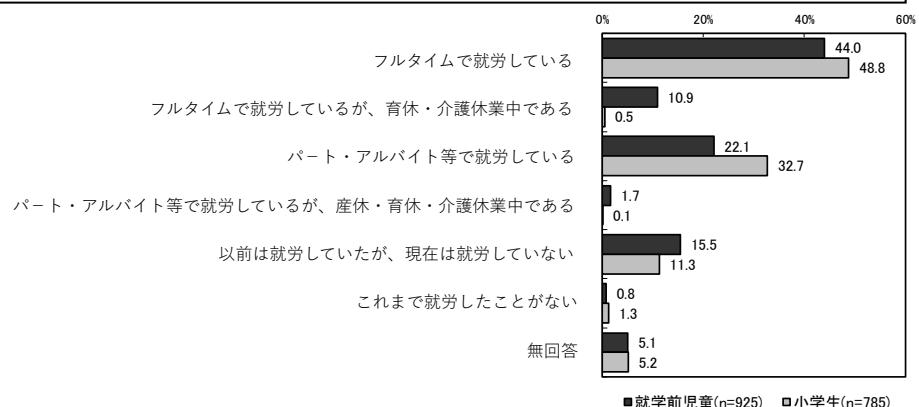
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 調査期間：令和6年2月8日から2月29日まで
- 調査対象、配付数等：以下の通り

調査の種類	対象者	配付数	回収数	回収率
就学前児童調査	市内の就学前児童を持つ保護者を対象	2,048	925	45.2
小学校児童調査	市内の就学児童を持つ保護者を対象	1,595	785	49.2

②主な調査結果

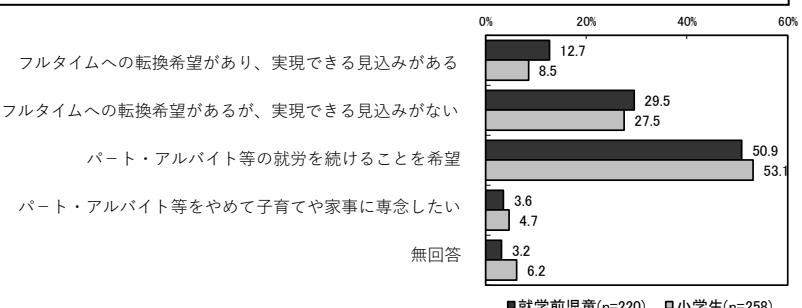
◇就労状況（母親）

フルタイムでの就労（育休・介護休業中含む）が就学前調査では54.9%、小学生調査では49.3%、パート・アルバイト等での就労（産休・育休・介護休業中含む）が就学前調査では23.8%、小学生調査では32.8%と、フルタイムで働く母親の割合が多くなっています。



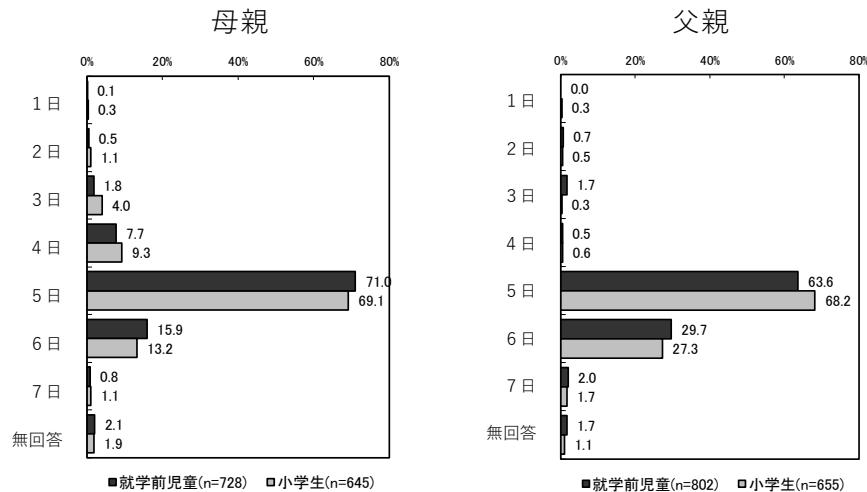
◇パート・アルバイト等で働く母親の転換希望

フルタイムへの転換希望のある母親が就学前調査では42.2%、小学生調査で36.0%となっています。



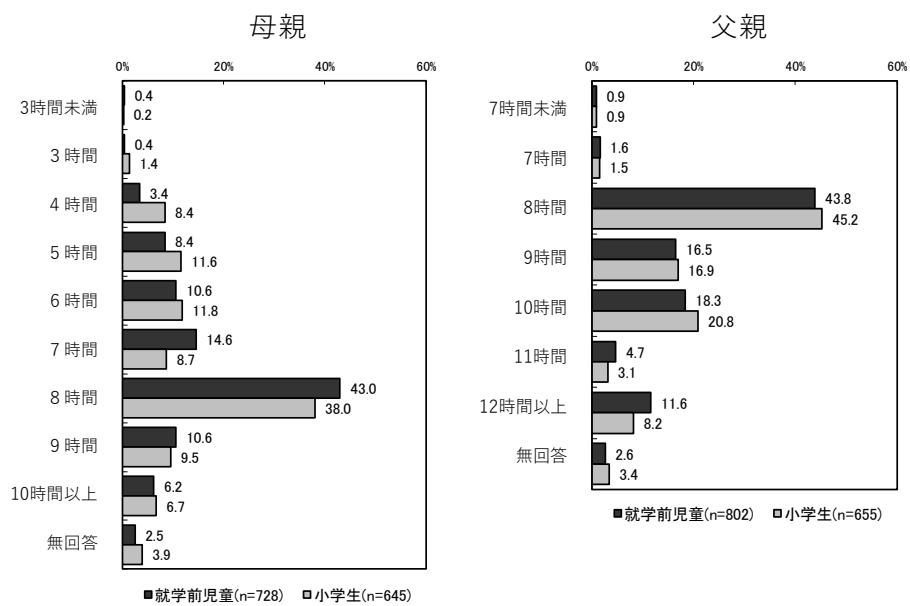
◇ 1週あたりの就労日数（母親、父親）

母親も父親も5日が最も多くなっていますが、父親のほうが6日の割合が多くなっています。



◇ 1日あたりの就労時間（母親、父親）

母親も父親も8時間が最も多くなっていますが、父親のほうが9時間以上の割合が多くなっています。



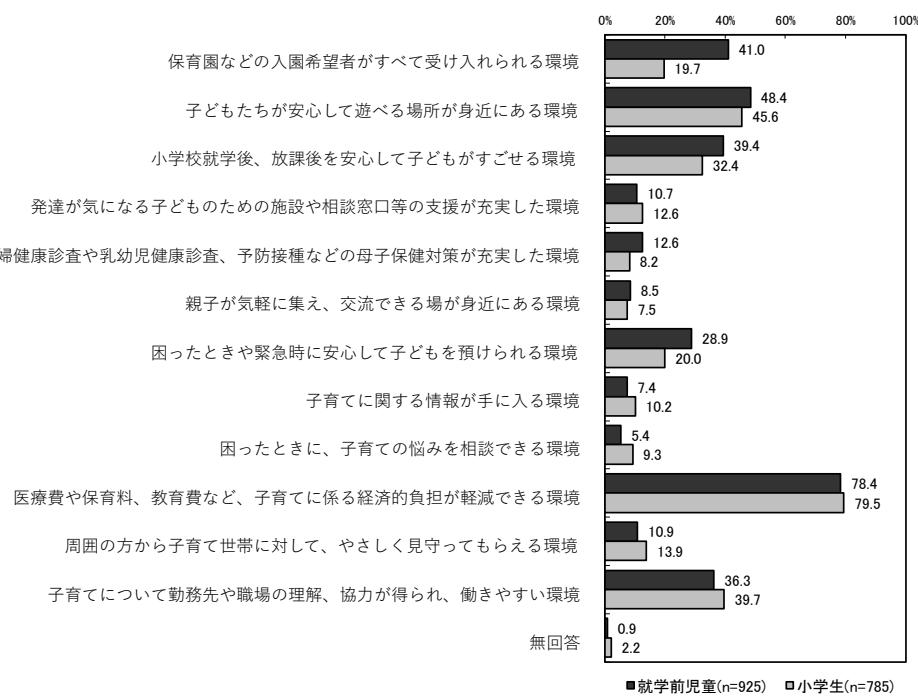
◇どのような環境が整えば、もっと子育てがしやすいまちになると思うか

就学前調査は、

- 1位 「医療費や保育料、教育費など、子育てに係る経済的負担が軽減できる環境」
(78.4%)
- 2位 「子どもたちが安心して遊べる場所が身近にある環境」(48.4%)
- 3位 「保育園などの入園希望者がすべて受け入れられる環境」(41.0%)
- 4位 「小学校就学後、放課後を安心して子どもがすごせる環境」(39.4%)
- 5位 「子育てについて勤務先や職場の理解、協力が得られ、働きやすい環境」
(36.3%)

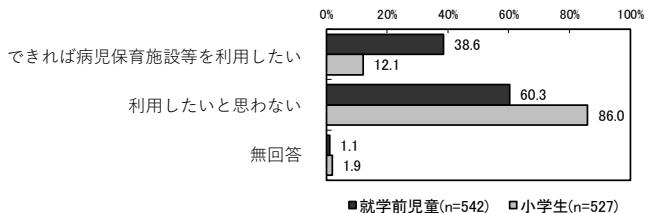
小学生調査は、

- 1位 「医療費や保育料、教育費など、子育てに係る経済的負担が軽減できる環境」
(79.5%)
- 2位 「子どもたちが安心して遊べる場所が身近にある環境」(45.6%)
- 3位 「子育てについて勤務先や職場の理解、協力が得られ、働きやすい環境」
(39.7%)
- 4位 「小学校就学後、放課後を安心して子どもがすごせる環境」(32.4%)
- 5位 「困ったときや緊急時に安心して子どもを預けられる環境」(20.0%)



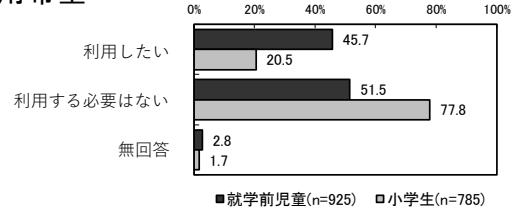
◇病児保育を利用したいと思ったか

就学前調査で「できれば病児保育施設等を利用したい」が38.6%と、一定数の希望があります。



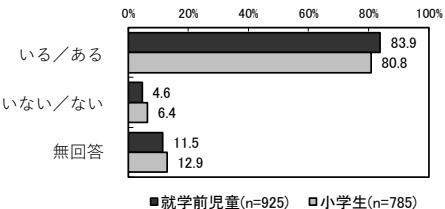
◇私用等の目的での不定期の教育・保育事業の利用希望

「利用したい」が就学前調査で45.7%、小学生調査で20.5%と、一定数の希望があります。



◇子育てに関する相談相手の有無

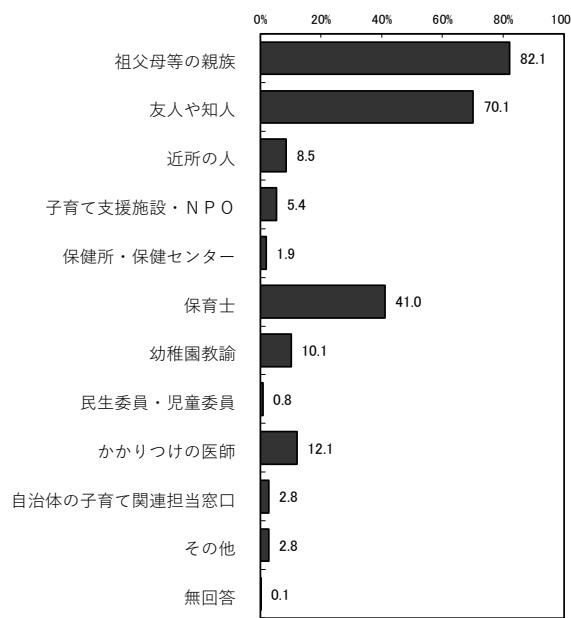
「いない／ない」が就学前調査で4.6%、小学生調査で6.4%と、割合としては低いものの、相談先のない人が一定数います。



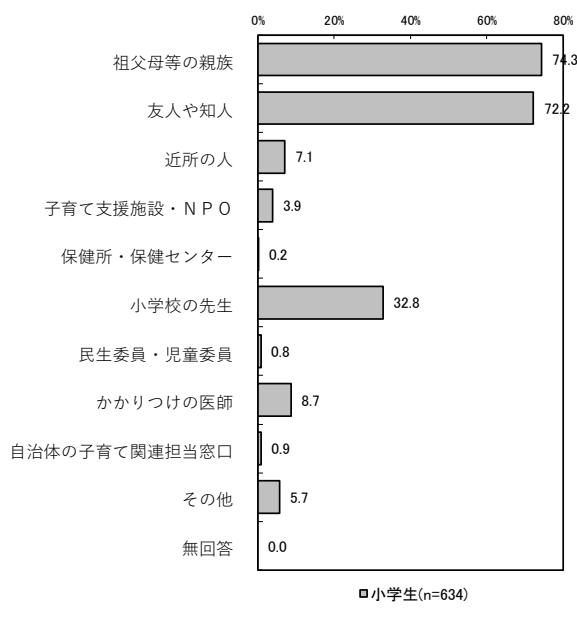
◇子育てに関する相談先

就学前調査と小学生調査には、大きな違いが無く祖父母等の親族、友人や知人が7割超の割合になっています。

就学前調査



小学生調査



2 こどもを取り巻く本市の課題

(1) 仕事と子育ての両立支援

- 本市の女性の就業率は、子育て期にあると考えられる30歳代でやや落ち込むM字カーブを描いていましたが、その形は年々緩やかになってきており、仕事をしながら子育てしている女性の増加がうかがえます。
- ニーズ調査の結果によると、母親はフルタイムでの就労が前回調査より増え、パート・アルバイトからのフルタイムへの転換希望者や、将来的に就労を希望する人も一定数いることかうかがえます。
- ニーズ調査の結果から、父親の就労日数や1日の就労時間は母親より多い傾向があり、育児休業の取得率の低さや期間の短さから、仕事における負担が重く、子育てが母親に偏りがちであることがうかがえます。
- どのような環境が整えば、もっと子育てがしやすいまちになるかについて、ニーズ調査結果では「子育てについて勤務先や職場の理解、協力が得られ、働きやすい環境」という回答が多くなっており、仕事と子育ての両立支援が求められています。

(2) 柔軟な教育・保育サービス等の充実

- 15～64歳の生産年齢人口の減少により、各分野での人手不足も見込まれることから、就労意欲のある女性が社会で活躍できる土台として、保育士の確保や施設の環境改善により、安心してこどもを預けられる体制整備が必要となっています。
- ニーズ調査の結果から、小学生が放課後に安心して過ごせる場所が求められています。公園の遊具整備や学童の体制など、子どもの居場所の環境整備が求められています。
- ニーズ調査の結果から、子どもの病気や保護者の冠婚葬祭、育児疲れに対応した預かりサービスが求められています。

(3) 切れ目のない支援体制の構築

- ニーズ調査の結果から、子育てに関して気軽に相談する相手がないという回答が一定数ありました。子育てへの不安や悩みを一人で抱え込まないよう、妊娠前・妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない相談支援が必要となっています。また、子どもの貧困や虐待、ヤングケアラー、障がい児や医療的ケア児、ひとり親家庭など、分野横断的な課題に対しても包括的に対応していくことが必要です。

(4) 子育てに関する経済的支援の充実

- どのような環境が整えば、もっと子育てがしやすいまちになるかについて、ニーズ調査結果では「医療費や保育料、教育費など、子育てに係る経済的負担が軽減できる環境」が最も多くなっており、国や県の子育て支援施策と連携した子育て家庭への経済的支援の充実が求められています。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

子どもが安心して暮らせる環境づくり

すべての子どもは、生きる権利、守られる権利、平等に扱われる権利そして愛情を持って育てられ健やかに成長する権利があります。そのために、子ども及び子育てへの支援を通じ、子どもの最善の利益が図られる環境の整備を目指します。

2 基本的視点及び基本目標

(1) 基本的視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を以下に整理します。

①子どもの視点

すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、私たちは「子どもの最善の利益」を最優先に考えます。子ども一人ひとりの個性や権利を尊重し、障がい、疾病、虐待、貧困等、どのような状況にあっても、すべての子どもが適切な支援を受けられる環境を整備します。これにより、地域に根差した安心できる生活環境で、子どもたちがのびのびと成長できるよう推進していきます。

②次世代の親づくりという視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、私たちは保護者の主体性を尊重し、ニーズに応じたサポートを行います。保護者が「親育ち」を通じて成長し、子育てに伴う不安や孤立感を軽減できるよう、多様な支援を提供します。さらに、子どもの成長過程に喜びや生きがいを見出し、保護者と子どもがともに成長していく関係性を支援し、次世代の親づくりをサポートします。

③社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援は、家庭だけでなく、社会全体で支えるべきものです。学校、地域、事業者、行政など、あらゆる関係者が協働し、連携して支援体制を構築することが重要です。地域全体で子どもの健全な成長と、子育て家庭を支援する仕組みを作り上げ、持続可能な支援環境の実現を目指します。

(2) 基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の基本目標を設定します。

基本目標 1 子どもがすくすく育つ環境づくり

すべての子どもが、家庭や保育所、認定こども園、放課後児童クラブなどの多様な場で安心して過ごし、成長できる環境を整備します。また、教育・保育環境の質の向上を図り、地域社会と協働して子どもや保護者が必要とする多様な支援を充実させていきます。

- 多様な保育等の確保
- 教育・保育の連携と提供体制の確保
- 放課後の子ども達の居場所づくりと環境改善
- 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 小学校との連携強化

【取組指標】

第2次滝沢市総合計画（前期基本計画）より
「子ども達が不安なく暮らせると感じている人の割合」
基準値令和5年度：28.3% → 目標値令和9年値：42.0%

基本目標 2 安心して子育てができる環境づくり

子育てと仕事の両立がしやすい環境を整備し、ひとり親家庭や貧困家庭、障がい児のいる家庭など、各家庭の状況に応じた相談支援や経済的支援を強化します。児童虐待防止に向けて、地域の関係機関と連携し、地域全体で安心して子育てができる環境を築きます。

- 母子保健施策と小児医療体制の充実
- 経済的支援の充実
- 児童虐待防止対策（又は要保護等児童対策）の充実
- 障がい児支援の充実
- 相談支援体制の充実と情報発信の推進
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
- ひとり親世帯への支援
- 仕事と子育ての両立支援

【取組指標】

第2次滝沢市総合計画（前期基本計画）より
「子育ての悩みや不安を相談できる人がいる（いた）人の割合」
基準値令和5年度：73.5% → 目標値令和9年値：82.0%

3 施策の体系

本計画期間の施策体系は以下の通りです。

【基本理念】	
『子どもが安心して暮らせる環境づくり』	
【基本的視点】	
①子どもの視点 ②次世代の親づくりという視点 ③社会全体による支援の視点	
【基本目標 1】 子どもがすくすく育つ環境づくり	【基本目標 2】 安心して子育てができる環境づくり
【取組方向 1】 (1) 多様な保育等の確保 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 (3) 教育・保育の連携と提供体制の確保 (4) 小学校との連携強化 (5) 放課後の子ども達の居場所づくりと環境改善	【取組方向 2】 (1) 母子保健施策と小児医療体制の充実 (2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 (3) 経済的支援の充実 (4) ひとり親世帯への支援 (5) 児童虐待防止対策 (又は要保護等児童対策) の充実 (6) 障がい児支援の充実 (7) 仕事と子育ての両立支援 (8) 相談支援体制の充実と情報発信の推進

4 事業計画部分の考え方

(1) 教育・保育提供区域の考え方

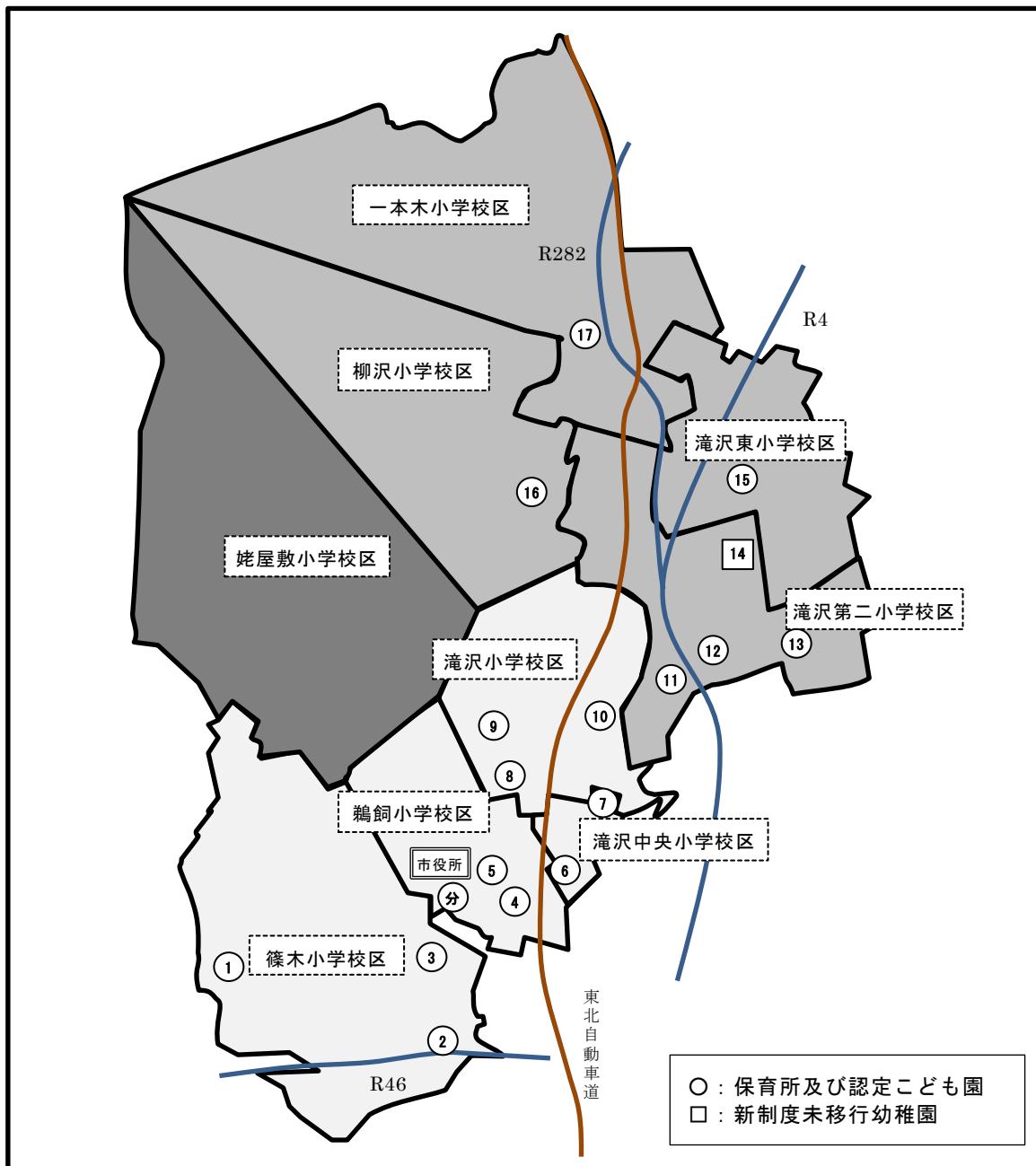
子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

本市では、施設の入所については、地区による利用制限を設けずに運用していることから、市全体を1区域とし、教育・保育サービスの利用ニーズに応えていきます。

分類	事業名	内容	区域
教育・保育	(1) 1号認定	(認定こども園、幼稚園【3~5歳】)	市内全域
	(2) 2号認定	(認定こども園、保育所【3~5歳】)	市内全域
	(3) 3号認定	(認定こども園、保育所、地域型保育事業【0~2歳】)	市内全域
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業 ・こども家庭センター型 ・妊婦等包括相談支援事業型	34ページ参照	市内全域
	(2) 延長保育事業	34ページ参照	市内全域
	(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	35ページ参照	市内全域
	(4) 放課後児童健全育成事業	35ページ参照	小学校区7区域
	(5) 子育て短期支援事業	36ページ参照	市内全域
	(6) 地域子育て支援拠点事業	37ページ参照	市内全域
	(7) 一時預かり事業	37ページ参照	市内全域
	(8) 病児保育事業	38ページ参照	市内全域
	(9) ファミリー・サポートセンター事業	39ページ参照	市内全域
	(10) 子育て世帯訪問支援事業	39ページ参照	市内全域
	(11) 親子関係形成支援事業	39ページ参照	市内全域
	(12) 児童育成支援拠点事業	40ページ参照	市内全域
	(13) 乳児等のための支援給付事業(こども誰でも通園制度)	40ページ参照	市内全域
	(14) 妊婦健康診査	40ページ参照	市内全域
	(15) 乳児家庭全戸訪問事業	41ページ参照	市内全域

	(16) 産後ケア事業	4 1 ページ参照	市内全域
	(17) 養育支援訪問事業	4 2 ページ参照	市内全域
	(18) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	5 3 ページ参照	市内全域

【教育・保育サービス資源位置図】



○市内保育所、認定こども園、幼稚園一覧

施設名	
1	ふうりん保育園
2	大釜幼稚園保育園
3	大沢保育園
4	鵜飼保育園
5	ふじなでしここども園
分	りんごの森保育園分園つばみ園
6	なでしこ保育園
7	つばめ幼稚園
8	りんごの森保育園

施設名	
9	元村保育園
10	牧の林すずの音保育園
11	南巣子保育園
12	ハレルヤ保育園
13	巣子保育園
14	あさひ幼稚園
15	川前保育園
16	柳沢保育園
17	一本木保育園

○市内放課後児童健全育成事業施設一覧

篠木小学校区	鵜飼小学校区	滝沢中央小学校区
第1篠木なかよしクラブ	うかいっこ学童保育クラブ	室小路学童クラブうみ
第2篠木なかよしクラブ	撫子学童クラブそら	室小路学童クラブやま
風の子クラブ	撫子学童クラブほし	滝沢中央学童保育クラブ第一
	放課後キッズクラブにじいろ	滝沢中央学童保育クラブ第二
		あいうえお学童クラブ

滝沢小学校学区	滝沢第二小学校学区	滝沢東小学校学区
滝沢学童保育クラブ外山	巣子学童保育クラブ第一	川前学童保育クラブ
こくぶん学童クラブ国分	巣子学童保育クラブ第二	ひかりの森学童クラブ
こっちや子学童保育クラブ館	巣子学童保育クラブ第三	

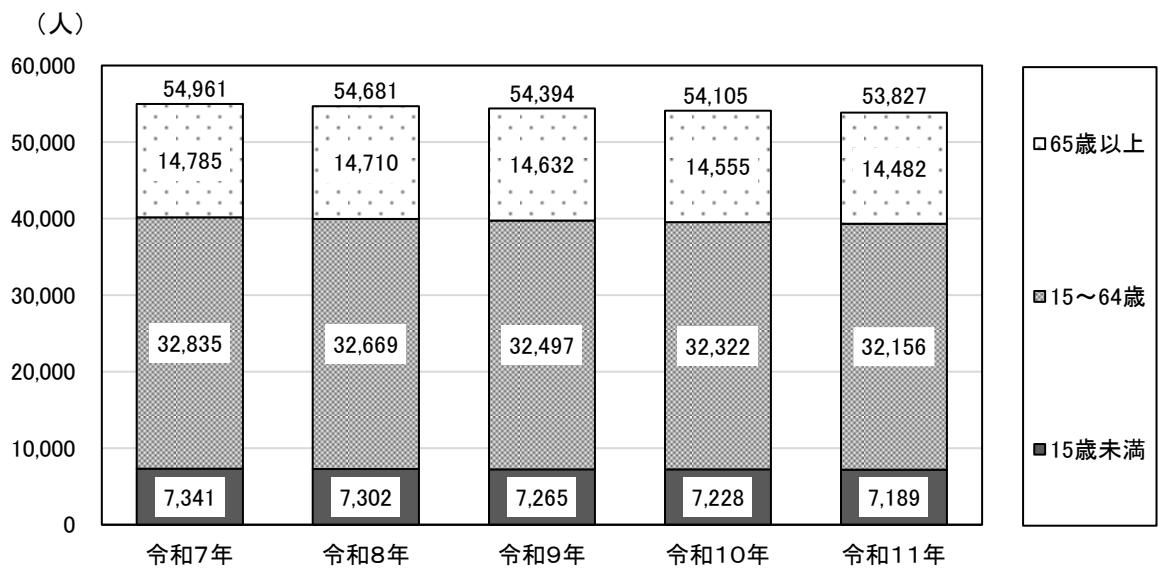
一本木小学校区
ひだまりキッズクラブ一本木

(2) 人口推計

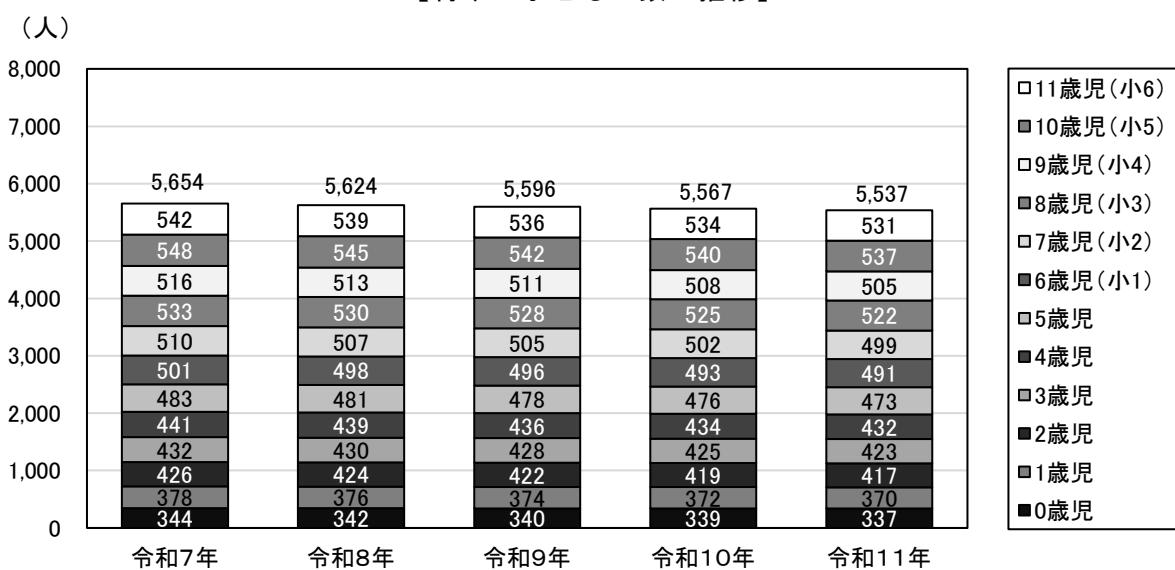
本市の将来人口は、令和7年は 54,961 人となっていますが、令和 11 年には 1,134 人減り 53,827 人となり緩やかに減少していく見込みとなっています。

11 歳までの子どもの数の推計値を見ると、令和7年は 5,654 人となっていますが、令和 11 年は 117 人減少し、5,537 人となっています。

【将来人口の推移】



【将来の子どもの数の推移】



(3) 量の見込みの算出方法について

本計画における見込み量の推計にあたり、推計人口とニーズ調査から算出されたサービスの利用意向をもとに、現状の利用や申し込み状況を加味し計画期間における見込み量を算出しました。

【算出方法】

- ◎国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に令和7～11年度の0～11歳の子どもの人口を算出
- ◎ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労意向の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出
- ◎家庭類型ごとに利用状況・利用意向から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせ、ニーズ量を算出

■家庭類型別児童数の算出

$$\text{推計児童数(人)} \times \text{潜在家庭類型割合} = \text{家庭類型別児童数}$$

■ニーズ量の算出

$$\text{家庭類型別児童数} \times \text{利用意向率} = \text{ニーズ量}$$

- ◎現状の利用や申し込み状況を加味し計画期間における見込み量を算出

【算出項目】

①教育・保育施設および地域型保育事業

	対象事業	対象年齢
1	1号認定(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
3	2号認定(認定こども園、保育所)	3～5歳
4	3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	0～2歳

②地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業 ①こども家庭センター型 ②妊婦等包括相談支援事業型	18歳未満 及び妊婦・その 配偶者等
2	延長保育事業	0～5歳
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	3～5歳

4	放課後児童健全育成事業	6～12歳
5	子育て短期支援事業	0～18歳
6	地域子育て支援拠点事業	—
7	一時預かり事業	0～5歳
8	病児保育事業	0～12歳
9	ファミリー・サポート・センター事業	3か月～12歳
10	子育て世帯訪問支援事業	—
11	親子関係形成支援事業	—
12	児童育成支援拠点事業	—
13	乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)	6か月～2歳
14	妊婦健康検査	—
15	児童育成支援拠点事業	—
16	産後ケア事業	産後1年未満
17	養育支援訪問事業	0～5歳

第4章 施策の内容

基本目標1 子どもがすくすく育つ環境づくり

(1) 多様な保育等の確保

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を以下のとおり定めます。

① 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの教育・保育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下のとおりです。

教育・保育施設	保育所	就労等保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家族に代わって保育を行う施設
	幼稚園	全ての3～5歳児を対象に、幼児教育を行う施設
	認定こども園	保育所・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模(6～19人)で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	小人数(5人以下)を対象に、保育士や研修修了者である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立施策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設
	居宅訪問型保育	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
その他	認可外保育施設	都道府県が認可している保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことも目的としている施設の総称

②認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。国の認定は6つの区分となっており、岩手県独自の施策と併せて、多様化する保育のニーズに対応しています。

認定区分	対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定 新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定 満3歳以上で保護者の就労等により、家庭での保育が困難の子ども	認可保育所 認定こども園（保育所機能）
	3号認定 満3歳未満で保護者の就労等により、家庭での保育が困難の子ども	認可保育所 認定こども園（保育所機能） 地域型保育事業
子育てのための施設等利用給付	新1号認定 満3歳以上の就学前子どもであって、新2号認定、新3号認定以外の子ども	新制度未移行幼稚園、 国立大学附属幼稚園等
	新2号認定 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前子どもであって、保護者の就労等により、家庭での保育が困難の子ども	認定こども園、幼稚園、 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター
	新3号認定 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前子どもであって、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な子どものうち、市町村民税非課税世帯の子ども	事業

【岩手県】いわて子育て応援保育料無償化事業（滝沢市認可外保育施設保育料給付）

認定	対象となる子ども	主な施設・事業
滝沢市認可外保育施設 保育料給付	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前子どもであって、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な子どものうち、子育てのための施設等利用給付新3号認定を受けていない第2子以降の子ども	認可外保育施設

③見込みと確保の内容

(単位:人)

認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	187	184	180	177	173
	②確保の内容	647	647	647	647	647
	特定教育・保育施設	507	507	507	507	507
	確認を受けない幼稚園 ※1	140	140	140	140	140
	上記以外の確保方策					
	小計	647	647	647	647	647
	特定教育・保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
	上記以外の確保方策					
	小計 (A)	0	0	0	0	0
2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	②-①	460	463	467	470	474
	((②-A)-①)	460	463	467	470	474
	①量の見込み	1,064	1,044	1,025	1,004	984
	学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	77	75	74	72	71
	上記以外	987	969	951	932	913
	②確保の内容	1,031	1,044	1,025	1,004	984
	特定教育・保育施設 ※2	924	966	966	966	966
	認可外保育施設	6	6	6	6	6
	上記以外の確保方策 ※3	101	72	53	32	12
	②-①	▲ 33	0	0	0	0
3号 (保育の必要性あり) (合 計)	((②+A)-①)	▲ 33	0	0	0	0
	①量の見込み	846	838	826	814	803
	②確保の内容	803	832	832	832	832
	特定教育・保育施設 ※2	770	799	799	799	799
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	33	33	33	33	33
	上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 43	▲ 6	6	18	29
	①量の見込み	206	204	201	198	195
	②確保の内容	191	198	198	198	198
3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定教育・保育施設 ※2	186	193	193	193	193
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設	5	5	5	5	5
	上記以外の確保方策					
	②-①	▲ 15	▲ 6	▲ 3	0	3
	①量の見込み	640	634	625	616	608
	②確保の内容	612	634	634	634	634
	特定教育・保育施設 ※2	584	606	606	606	606
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設	28	28	28	28	28
3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	上記以外の確保方策					
	②-①	▲ 28	0	9	18	26

※1 確認を受けない幼稚園(新制度未移行幼稚園)は、認可定員ではなく、受入可能人数を計上

※2 特定教育・保育施設の確保数は、市内認可保育所等(整備予定含む)、広域利用確保分を計上

※3 上記以外の確保方策は、幼稚園+預かり保育等(長時間・通年)利用している人数を計上

【確保方策】

本市において、子どもの数は減少していく見込みであります、令和7年度以降も保育の必要性がある2号認定及び3号認定の保育ニーズは引き続き高い水準で推移する見込みです。第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画期間において、運営法人のもと、定員数の増加及び保育所定員の弾力的運用が行われ、また、関係市町や当該保育所との協議により広域利用が進められることにより保育の確保方策に取り組んできました。

また保育所等利用待機児童（14ページ参照）は減少していますが、令和6年度においても、保育所等利用待機児童が発生しており、保育所を新たに1か所整備することで保育所等利用待機児童の解消を目指します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域こども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

■見込み量と確保方策

【こども家庭センター型】

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策	実施体制：8人 実施機関：滝沢市				
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【妊婦等包括相談支援事業型】

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み 量	(実人数)	300	300	300	300
	(延べ人数)	900	900	900	900
②確保方策	実施体制：8人 実施機関：滝沢市				
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

②延長保育事業

保育所の通常保育時間（午前7時～午後6時）を超えて保育が必要な世帯に延長保育を実施する事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(人)	1,200	1,270	1,270	1,270	1,270
②確保方策	(人)	1,200	1,270	1,270	1,270
	(か所)	17	18	18	18
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者で生計が困難である世帯について、保護者が支払うべき副食費（おかげやおやつ）等の費用の一部を補助することにより、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援等の利用を図ることを目的としています。

■見込み量と確保方策

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ利用人数)		72	72	72	72	72
②確保方策	(延べ利用人数)	96	96	96	96	96
	(か所)	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)		24	24	24	24	24

④放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学生に、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

■見込み量と確保方策

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(必用利用定員総数)		927	900	876	851	827
1年生		266	258	251	244	237
2年生		231	224	218	212	205
3年生		193	188	183	177	172
低学年(人)		690	670	652	633	614
4年生		132	128	125	121	117
5年生		66	64	62	61	61
6年生		39	38	37	36	35
高学年(人)		237	230	224	218	213
②確保方策	(人)	992	992	992	992	992
	(か所)	21	21	21	21	21
③過不足(②-①)		65	92	116	141	165

⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

■見込み量と確保方策

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ利用人 数)		31	32	33	34	35
②確保 方策	(延べ利用人数)	31	32	33	34	35
	(か所)	5	5	5	5	5
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■施設の状況

実施施設	所在地
児童養護施設 和光学園	盛岡市
児童養護施設 青雲荘	盛岡市
児童養護施設 みちのくみどり学園	盛岡市
日赤岩手乳児院	盛岡市
善友乳児院	盛岡市

■盛岡市の施設（5か所）に委託して実施しています。

⑥地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談等を提供する事業です。

■見込み量と確保方策

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(人/月)		6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②確保 方策	(人/月)	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675
	(か所)	4	4	4	4	4
③実施個所数		4	4	4	4	4

■市では、市内4か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

■育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、地域の子育て家庭への育児相談・発達相談、施設開放によるサークル支援、保育所行事への参加など、地域の子育て支援の中核的施設として育児不安の解消や子育ての指導などの支援を実施します。

■見込みの量については、各月ごとの「交流の場の提供と交流の促進について」の利用者数を主として見込んでいます。

⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として戻間において、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

幼稚園在園児を対象としたものとそれ以外のものがあります。

ア. 幼稚園在園児以外の預かり保育（一般型）

【一時保育】

理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育所等で一時的に子どもを預かる事業です。

■見込み量と確保方策

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ人数)		573	593	585	576	568
②確保方策	(人)	573	593	585	576	568
	(か所)	15	16	16	16	16
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

イ. 幼稚園における預かり保育

【幼稚園Ⅰ型】

認定こども園及び新制度幼稚園に通う1号の在園児を対象に、教育時間外に園内で園児を保育する事業です。

■見込み量と確保方策

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(平日・延べ人数)		31,239	30,653	30,091	29,480	28,894
②確保 方策	(人)	31,239	30,653	30,091	29,480	28,894
	(か所)	4	4	4	4	4
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

⑧病児保育事業

保育所や認定こども園等に通園している子ども（小学6年生まで利用可能）が、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

■見込み量と確保方策（病児対応型）

		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ人数)		550	550	550	550	550
②確保方策	(延べ)	1976	1976	1976	1976	1976
	(か所)	2	2	2	2	2
③過不足(②-①)		1,426	1,426	1,426	1,426	1,426

■施設の状況

実施施設	定員	所在地
キッズケアルーム風船	4名	滝沢市
グレイス病児保育室	4名	滝沢市
たんぽぽ病児保育所	6名	盛岡市
ままぽけっと	6名	盛岡市
虹っ子ケアルーム	8名	盛岡市
病児保育室フレンズ	4名	盛岡市

■盛岡市及び矢巾町と広域協定を締結しており、締結市町の利用料が一律になっています。協定市町の病児保育施設を利用することで病児の受入体制を維持します。

⑨ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）とが、様々な育児の手助けを行う相互援助活動事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量 (活動回数/年)	150	160	170	180	190
依頼会員(人)	500	500	500	500	500
提供会員(人)	70	70	70	70	70
兼ねる会員(人)	30	30	30	30	30
②確保方策(活動回数)	150	160	170	180	190
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ファミリー・サポート・センターの登録会員数は微増減を繰り返し大きな変動はない見込です。また提供会員の活動回数については研修会を開催し活動しやすい環境整備とマッチングしやすい環境づくりを目指します。

⑩子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ人数)	495	485	476	466	457
②確保方策(延べ人数)	500	500	500	500	500
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑪親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適正な関係性の構築を図る事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ人数)	8	8	8	8	8
②確保方策	講座開催 1 クール 実施機関: 滝沢市				
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑫児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成等のサポートや相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた包括的な支援により、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

⑬乳児等のための支援給付事業（こども誰でも通園制度）

生後6か月～満3歳未満の乳児又は幼児が保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用できる制度で、令和8年度からの本格的な施行に向けて準備を進めています。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量 (利用定員／日)	準備期間	6	6	20	20
②確保方策 (利用定員／日)		6	6	20	20
③過不足(②-①)		0	0	0	0

⑭妊婦健康診査

妊娠届出時または転入時に、医療機関で個別に受診し市が公費負担する一般健康診査の受診票を交付し、出産及び子育てにおける身体的、経済的な支援を行う事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み 量 (交付実人数) (延べ回数)	300	300	300	300	300
	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保方策	岩手県医師会長契約				
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

■妊婦に対する健康診査を届出週数に応じて最大14回実施しています。今後もすべて

の妊婦に対し現行通り実施します。

⑯乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(人)	300	300	300	300	300
②確保方策	実施体制:2人 実施機関:滝沢市				
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

■すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目指します。

⑰産後ケア事業

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■見込み量と確保方策

訪問型	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ利用人 数)	20	20	20	20	20
②確保方策	実施体制:3人 実施機関:滝沢市				
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

デイサービス型	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ利用人 数)	84	84	84	84	84
②確保方策	実施体制:5か所 実施機関:滝沢市				
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

■デイサービス型産後ケアについては、盛岡市の産後ケア事業実施医療機関（5か所）に委託して実施しています。今後も引き続き委託事業を実施し、供給量を維持できるよう努めます。

⑪養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、養育に関する助言指導等を行う事業です。

■見込み量と確保方策

	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
①見込み量(延べ人数)	24	24	24	24	24
②確保方策(人)	実施体制:2人 実施機関:滝沢市				
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

■必要と認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

(3) 教育・保育の連携と提供体制の確保

①新制度への移行支援

- 新制度に移行していない幼稚園が移行を希望した際には、施設及び関係機関と協議の上、円滑に移行できるよう対応します。

②質の高い教育・保育や子育て支援の推進

- 質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であることから、各種研修を行うとともに、研修機会を活用できるように支援します。
- 本市では、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、各種相談に対して一元的に対応していくとともに、幼児教育・保育のさらなる充実を目指します。

③人材の確保

- 教育・保育ニーズへの対応として、保育士等の人材を確保できるように、働きやすい環境づくりや受け入れ体制の整備や情報共有において官民連携を強化します。

事業名等	内容	部署
保育対策総合支援事業	保育人材確保、保育環境改善等に必要な措置を講じ、待機児童の解消を図り、子どもを安心して育てられる環境づくりを行います。	子育て課

(4) 小学校との連携強化

①認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携の推進

- 幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を支援します。
- 配慮が必要な子どもについては、教育・保育施設等への巡回指導事業や幼児ことばの教室等で、担当・保護者・施設など関係機関との情報共有を図り、小学校の就学につなげていくとともに、柔軟に連携を図ります。

事業名等	内容	部署
子どものための教育・保育給付事業	保育所等に対して、保育実施委託を行い、日中家庭で保育できない児童に保育を行うことで、家庭における仕事と子育ての両立を支援します。小学校との連携・接続を図るための加算を設けています。	子育て課

(5) 放課後の子ども達の居場所づくりと環境改善

- 現在、放課後児童クラブを学区ごとに計21支援単位設置していますが、保護者の就労形態の多様化などで利用希望者が増加することも踏まえ、放課後児童クラブの整備等も含めた子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進します。
- 利用希望者の増加に伴う職員の確保に向けて、求人に関する情報発信や就業環境の改善等、利用ニーズに対応できるように体制強化に向けた支援を行います。
- 現在、放課後子ども教室を市内に3か所設置していますが、保護者の就労形態の多様化などで利用希望者が増加することも踏まえ、放課後子ども教室の整備等も含めた子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進します。
- 新たな放課後子ども教室の設置の要望があることを想定し、地域において既に居場所となっている場所の把握に努めるほか、居場所づくりを目指す団体の支援を行います。
- 放課後子ども教室に参加する子どもや保護者に対してアンケートを行い、その結果を参考にし、内容の改善に取り組みます。

事業名等	内容	部署
放課後児童健全育成事業	保護者が子育てしやすい環境を目指し、保護者が就労等で家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供することにより、放課後児童の健全な育成を図ります。	子育て課
放課後子ども教室の開催	子どもたちが放課後などの時間を安全に過ごすことができる居場所づくりの一環として放課後子ども教室を開催し、体験学習機会の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課 子育て課

基本目標2 安心して子育てができる環境づくり

(1) 母子保健施策と小児医療体制の充実

①妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 妊娠・出産期は、母子にとって非常に重要であり、不安が多い時期です。妊娠・出産に関する精神的な不安や負担を軽減し、母子の健康を確保するため、マタニティクラブや両親学級、妊産婦健康診査事業などを通じて、適切なサポートを行います。
- こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目のない支援体制を強化します。
- 虐待の未然防止に向け、妊産婦保健事業の一環として、メンタルヘルス対策を強化します。特に、ハイリスク妊婦への早期からの支援や、妊産婦健康診査における産後うつ予防などを通じて、児童虐待の防止と早期発見に努めます。
- さらに、経済的支援として、妊娠届出時等に支援給付金を支給する、妊婦のための支援給付事業を実施します。また、妊産婦への継続的な伴走型支援を行う妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで総合的な支援を行い、妊娠期の負担軽減と妊産婦の健康増進に繋がる取組を行います。

【主な事業】

- 利用者支援事業【こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型】
- 妊産婦保健事業
- 乳幼児保健事業
- 小児等予防接種事業
- 妊婦のための支援給付事業
- 養育医療費給付事業
- 妊産婦健康診査事業
- 育児支援事業
- 思春期保健事業
- 妊産婦医療費給付事業
- 母子保健計画等策定事業

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
利用者支援事業 【こども家庭センター型】 ※P34①にも関連	・全ての妊婦、こども、子育て家庭に対して、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援まで包括的に切れ目なく行います。 ・滝沢市児童家庭相談援助ネットワーク会議等の関係機関との連携による多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図ります。	こども家庭センター

利用者支援事業 【妊婦等包括相談支援事業型】 ※P 3 4 ①にも関連	妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行います。(母子健康手帳交付時健康相談、妊娠6~7か月時アンケート、出生届出時健康相談、乳児家庭全戸訪問等)	こども家庭センター
妊産婦保健事業 ※P 4 1 ⑯にも関連	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティクラブ：助産師の講話や離乳食教室の見学、妊産婦の交流。 ・両親学級：出産・子育て準備についての講話や妊婦体験、沐浴実習。 ・産後ケア：訪問型とデイサービス型（医療機関委託）で実施し、産婦の心身のケアや育児相談等を行う。 	こども家庭センター
妊産婦健康診査事業 ※P 4 0 ⑭にも関連	妊産婦健診等の受診票を交付し健診費用を助成、産前・産後の経済的支援と妊産婦の健康の保持増進を図り、安心安全な妊娠・出産の体制を整えます。 (妊婦健診・産婦健診・子宮頸がん健診・妊産婦歯科健診)	こども家庭センター
乳幼児保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査：対象1~2・3~4・6~7・9~10か月・1歳、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査【新規】 ・1歳児歯科健診、2歳児歯科健診 ・新生児聴覚検査公費補助を実施 	こども家庭センター
育児支援事業 ※P 4 1 ⑮にも関連	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳幼児の相談・家庭訪問による支援。 ・課題に応じた子育て支援の教室・相談（離乳食教室・すこやか相談、電話相談等）、交流・子育て支援を目的とした広場の開催 ・発育や発達、育児に関する相談機会の提供、療育教室の開催 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 	こども家庭センター
小児等予防接種事業	予防接種法に定める定期予防接種（A類）を医療機関との委託契約により	こども家庭センター

	個別方式で実施	
思春期保健事業	市内小・中学校の主に高学年の児童・生徒を対象として思春期保健講演会を実施	こども家庭センター
妊婦のための支援給付事業	妊娠届等により妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に妊娠している子どもの人数×5万円を支給。妊娠等包括相談支援事業と組み合わせて実施。	こども家庭センター
妊産婦医療費給付事業	妊産婦に対して、医療費を給付することにより経済的負担を軽減します。	保険年金課
養育医療費給付事業	入院が必要な未熟児に対して、医療費及び食事療養費分を公費負担として給付します。	保険年金課
母子保健計画等策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の具体的な取組に対して、毎年の進ちょく評価を実施します。 ・関係課等から構成される滝沢市健康づくり推進プロジェクトチーム会議を開催し、保健活動の評価・検証を行い、保健活動の円滑・効果的な推進につなげます。 	こども家庭センター

②子どもと家族の健康・安心支援

- 市内の小児科やかかりつけ医と連携し、休日日中の医療体制を確保します。
また、医療機関情報や子どもの急病時の応急処置に関する情報提供を充実させます。
- 未就学児から高校生までを対象とした医療費助成制度により、外来・入院時の経済的負担を軽減し、特に未就学児や非課税世帯に対しては負担なしでの支援を行います。
- 母子保健計画や地域保健計画の進捗管理を通じて、地域全体での健康づくりを推進します。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
救急医療対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手西北医師会と連携し、休日当番医を実施します。 ・盛岡圏域における小児救急医療体制（県立中央病院、盛岡赤十字病院、盛 	健康づくり課

	岡医療センター) を確保します。	
保健活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会において、保健事業全体のほか、「母子保健計画」と「地域保健計画」の進ちょく状況について協議を行います。 	健康づくり課
食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する普及啓発活動 ・幼児及び児童・生徒を対象とした食育事業の実施 	健康づくり課
子ども医療費給付事業	子育て家庭に対して、医療費を給付することにより経済的負担を軽減します。	保険年金課

(2) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

■貧困による困難を子どもたちが強いられることがないよう、現在の貧困を解消とともに将来の貧困を防ぐことが重要です。そのため、貧困状態にある子どもの学習や体験などの機会の確保や、より一層困難な状況にならないための生活支援、保護者の就労支援を通じた生活基盤の安定化、そして経済的な支援による適切な養育環境の確保など、貧困の世代間連鎖の防止に努めます。

①子どもの可能性を伸ばすための教育・学習支援

■家庭環境などに左右されることなく、子どもが健やかに教育を受けられるよう、就学の援助及び学習の支援を行います。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
就学援助・就学奨励事業	就学援助の実施	教育総務課
生活困窮者自立支援事業	子どもの学習・生活支援事業の実施	生活福祉課

②子どもや保護者の生活支援

■生活困窮やひとり親の困難をはじめ、すべての子育て世帯の保護者が抱えている悩みや不安に寄り添い、包括的に対応できる相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
生活困窮者自立支援事業 (再掲)	・自立相談支援事業の実施 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業の実施	生活福祉課

③生活の自立に向けた就労支援

■生活困窮世帯がより一層困難な状態に陥らないよう、また、生活基盤を整え安定した生活を送れるよう、就労や自立に向けた支援や育児と就労の両立支援を進めます。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
子ども・子育て支援推進事業	多様な就労形態の子育て世帯への子ども・子育て支援として、ファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業などを実施	子育て課
母子・父子自立事業	高等職業訓練促進給付金等を支給	子育て課

生活困窮者自立支援事業 (再掲)	就労準備支援事業の実施	生活福祉課
地域職業相談室管理運営事業	盛岡公共職業安定所職員による労働相談や職業の斡旋、就業のミスマッチの解消に努め、就業率の向上を目指します。	観光物産課

④子どもの健やかな成長を支える経済的支援

- 経済的負担の軽減や自立援助を図るため、世帯状況に応じた各種手当の支給や助成制度の周知に努めます。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
生活保護事業	生活保護費の支給及び必要となる支援を実施	生活福祉課

⑤民間の団体の活動の支援

- 子ども食堂など子どもの居場所作りに取り組む運営団体の活動を支援する「子どもの居場所ネットワークいわて」の普及・啓発事業に協力し、活動の広がりを支援します。

(3) 経済的支援の充実

- 子育てに関する経済的負担の軽減を求める声にも対応するため、各種手当の支給、就学援助費給付等を行います。
- 生活困窮世帯の生活の安定や子どもの健やかな成長に向け、自立支援、子どもの学習支援、生活支援等の各種事業と一体的に推進します。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
児童手当支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とし、児童手当を支給します。	子育て課
子育てのための施設等利用給付事業（保育）	認可外保育施設や一時預かり事業などの対象施設等について、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給します。	子育て課
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当を支給することにより、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の	子育て課

	促進を図ります。	
子育てのための施設等利用給付事業（教育）	子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園や預かり保育事業などの対象施設等について、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給します。	子育て課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ利用料給付金支給事業（ひとり親世帯等分）を実施します。	子育て課
就学助成事業	市内小中学校に通学する児童生徒を持つ保護者の負担を軽減するため遠距離通学費と罹災学用品費を支給します。	教育総務課
就学援助・就学奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費 要保護及び準要保護児童生徒を認定し、その保護者へ学用品費、通学用品費、給食費、医療費等を支給します。 ・特別支援教育就学奨励費 特別支援学級在籍者について、世帯の所得に応じて支弁区分を決定し、支弁区分に応じて学用品費、通学用品費、給食費等を支給します。 	教育総務課

（4）ひとり親世帯への支援

- 自立支援プログラム等による就業支援を進め、経済的な自立を促進するとともに、母子・父子自立支援員を配置し、様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談に応じ、関係機関と連携しながら問題の解決を図ります。
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減のため、児童扶養手当などの各種手当や助成を実施します。
- ひとり親家庭の生活支援のため、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際して配慮に努めます。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
母子・父子自立支援事業	支援を必要としているひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援を行います。	子育て課
児童扶養手当支給事業（再）	児童扶養手当を支給することにより、	子育て課

掲)	ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進を図ります。	
ひとり親家庭医療費給付事業	ひとり親家庭に対して、医療費を給付することにより経済的負担を軽減します。	保険年金課

(5) 児童虐待防止対策（又は要保護等児童対策）の充実

■核家族化が進行する中で共働きやひとり親家庭の増加、保護者の経済的困窮、社会的孤立、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数も増加しています。児童虐待は、発生予防から早期発見、迅速・的確な対応、被虐待児の自立支援までの一連の対策が重要となっており、関係機関等と連携し、子どもの安心安全の環境や生活を確保します。

①児童の権利擁護の推進

■全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。しつけに際し、体罰を加えてはならないことを各種会議等で広く啓発するほか、児童意思が尊重され発言できる機会やその後を支援できる仕組みの在り方を検討します。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
人権擁護事業	人権擁護委員が、保育所、学校、施設等での人権啓発活動、各種行事での街頭人権啓発活動を実施します。また、特設人権相談所を開設し、人権相談を受け付けます。	地域福祉課
子ども虐待防止「オレンジリボン運動」	「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広め、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に关心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指し、地域への啓発を行います。	こども家庭センター

②関係機関との連携と相談体制の強化

- こども家庭センターでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担いながら、こども家庭相談及びネットワークにおける支援とあわせて、こども虐待対応を実施します。
- 関係機関や庁内の連携により、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の強化を図り、要保護児童や児童虐待の早期発見に努めます。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
児童家庭相談援助ネットワーク会議 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】	滝沢市児童家庭相談援助ネットワークを構成する各関係機関の代表者を委員として委嘱し、今後の支援に関しての共通理解やスムーズな連携を図ることを目的としています。	こども家庭センター
児童家庭相談援助チーム会議	関係機関がその子ども等に関係する情報や考え方を共有し、適切な連係下で対応するための実務者会議。	こども家庭センター
ヤングケアラー支援体制の強化	18歳未満のヤングケアラーの支援体制を強化するため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関の研修機会や支援体制の強化、実態把握などを推進します。	こども家庭センター

③虐待の発生予防と早期発見・対応

- 民生委員・児童委員、ボランティア等の地域人材や各関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、早期発見、早期対応に努めます。
- 児童の関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る支援を行います。

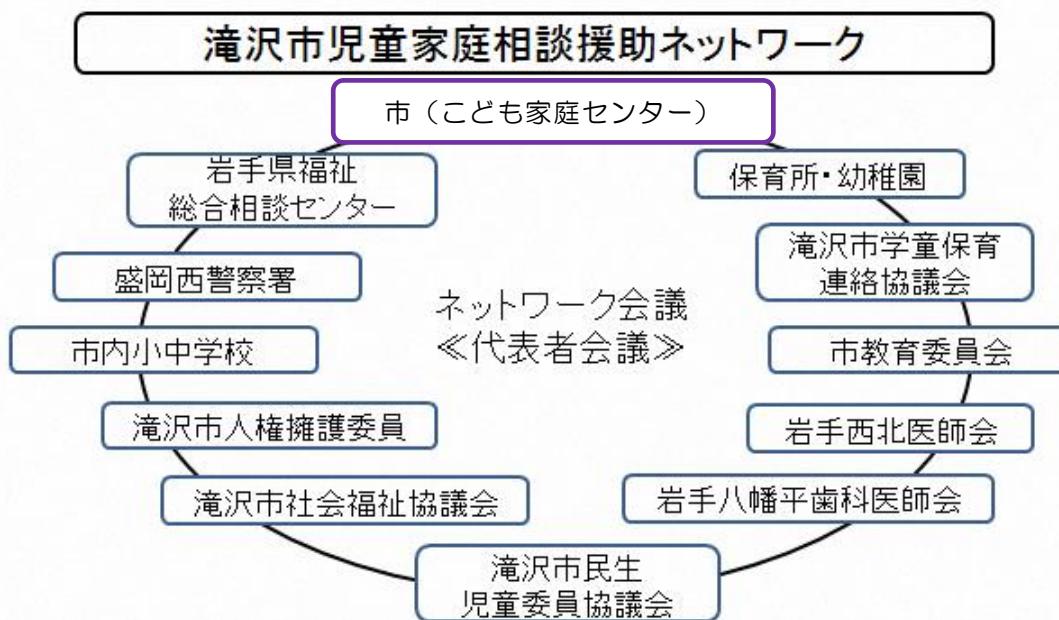
【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
民生委員・児童委員設置事業	・民生委員・児童委員の設置 ・研修等の開催、参加に要する経費や活動費への支援	地域福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会が開催する会議等へ参加し、情報提供や指導、研修、関係機関との顔つなぎを行うなど連携強化を図る 	
学校安全体制整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガードの活動に対し、ボランティア保険の加入、証明書・ベスト・帽子の作成と配付を実施 ・各関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制整備事業推進会議の実施 ・各関係機関と連携し、通学路安全推進会議の実施 	学校教育指導課
子育て世帯訪問支援事業 ※P 3 9 ⑩にも関連	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。	こども家庭センター
親子関係形成支援事業 ※P 3 9 ⑪にも関連	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども家庭センター
児童育成支援拠点事業 ※P 4 0 ⑫にも関連	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成等のサポートや相談支援など、個々の児童の状況に応じた包括的な支援により、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。	こども家庭センター
養育支援訪問事業 ※P 4 2 ⑬にも関連	乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援する	こども家庭センター

	ことが特に必要と認められる家庭に 対して、養育に関する助言指導等を 行う事業です。	
--	---	--

- ネットワークを構成する各関係機関については、法改正等を踏まえて隨時見直しを行い、円滑な支援の体制整備を行うものとする。



④社会的養護施設との連携

- 滝沢市児童家庭相談援助ネットワークを形成し、教育、保育、医療、福祉、地域、行政などの関係機関と情報共有や連携に努め、社会的養護が必要な子どもやその家庭の支援の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
児童家庭相談援助ネットワーク会議 (再掲)	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関が子どもの等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携下で対応するため、ネットワークを構成する各関係機関の代表者を委員として委嘱し、今後の支援に関しての共通理解やスムーズな連携を図ることを目的	こども家庭センタ ー

	としている。	
児童家庭相談援助チーム会議 (再掲)	関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連係下で対応するための実務者会議。	こども家庭センタ ー
子育て短期支援事業 (再掲) ※P36⑤にも関連	保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。	こども家庭センタ ー

(6) 障がい児支援の充実

- 保育所等への巡回相談や幼児ことばの教室、教育相談、個別検査の実施により、発達に課題を抱える児童への適切な助言と支援を提供します。
- 医療費や補装具の費用の支給を通じて経済的負担を軽減し、必要な医療や制度を受けられるよう支援します。
- 特別支援教育支援員や学校看護師の配置により、学校での学習や生活をサポートします。
- 地域福祉計画や障がい者計画・障がい福祉計画等に基づき、関係機関や府内連携で障がい児支援の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
障がい児保育支援事業	・巡回相談を希望する保育所等を対象として、児童発達支援員等の巡回による相談・助言を行います。 ・ことばの発達に課題のみられる児童を対象としてことばの発達を支援します。	子育て課
重度心身障がい者医療費給付事業	重度心身障がい者に対して、医療費を給付することにより経済的負担を軽減します。	保険年金課
補装具費支給事業	身体障害者手帳等をお持ちの方に対して、身体機能を補完、または代替する補装具を支給します。	地域福祉課
障がい者地域生活支援事業	障害者及び障害児が、自立した日常生活	地域福祉課

	活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。	
難聴児補聴器購入費支給事業	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児に対して、補聴器の購入・修理に係る費用を助成します。	地域福祉課
在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業	在宅での超重症児（者）に対する短期入所の受入態勢の充実させることで、介護者の負担軽減を図ります。	地域福祉課
児童福祉法給付事業	障がいやその疑いのある子どもに対し、個々の発達特性やニーズに基づき、必要な障がい児等福祉サービスを給付することにより、地域での生活支援を図ります。	地域福祉課
災害時避難行動要支援者支援事務	災害時避難行動要支援者の新規対象者に対して登録案内通知を発送します。また、年1回滝沢市災害時避難行動要支援者台帳登録者名簿を調製し、地域や関係機関等の避難支援等関係者に配付します。	地域福祉課
特別児童扶養手当支給事務	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を扶養している家族に対して、手当を支給し、経済的安定を図ります。	地域福祉課
特別支援教育支援員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に在籍する発達障がいのある児童生徒の状況を踏まえ、個別の支援が必要と認められる児童生徒が在籍する学校に対して特別支援教育支援員を配置 ・特別支援教育支援員の配置 計21名 	学校教育指導課
医療的ケアのための看護師配置事業	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校への学校看護師の配置	学校教育指導課
就学指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び就学予定者の教育相談、個別検査の実施 ・教育支援委員会の開催 	学校教育指導課

(7) 仕事と子育ての両立支援

- ①産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保
- 保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるよう、また多様な働き方に応じた情報提供や相談支援を行います。

【具体的な事業】

事業名	内容	部署
子どものための教育・保育 給付事業（再掲）	市内・外の保育所等に対して保育の実施を委託し、国が定める公定価格により算定する施設型給付費等を支給します。	子育て課

②「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

- 保護者が男女問わず主体的に子育てに向かい合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進が必要です。これらは本市のみで実現することは難しいため、国や県、企業などと一体となって取組を推進します。
- 令和5年4月に策定した「滝沢市男女共同参画計画～たきざわ輝きプラン3～」に基づき、男女がともに仕事と家庭を両立できるよう、男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発に努めます。

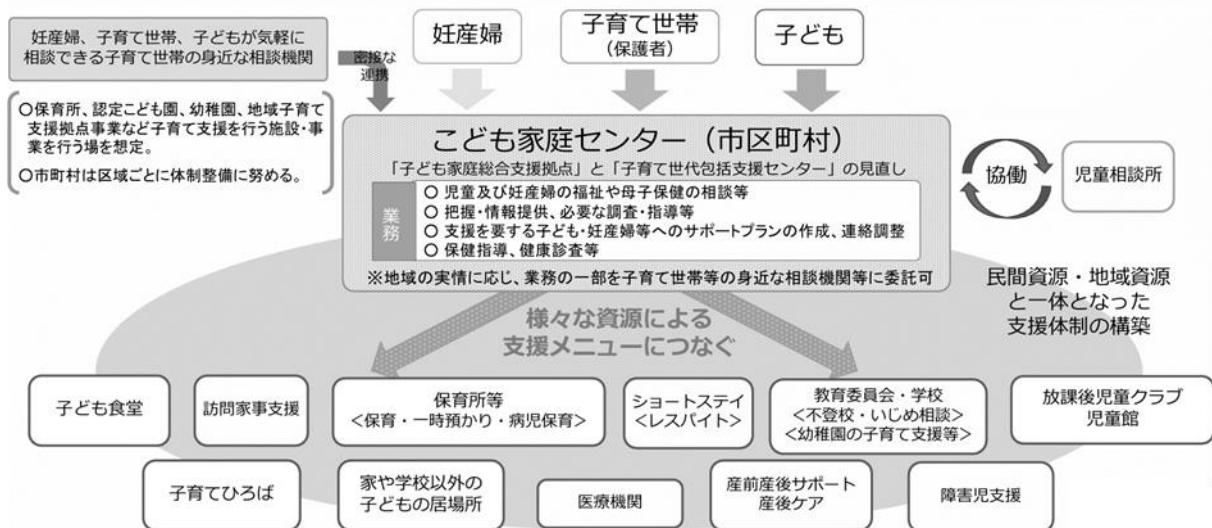
【具体的な事業】

事業名	内容	部署
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの運営委託を実施し、放課後における児童の居場所の確保に努めます。	子育て課
労働環境整備事業	雇用に関する情報提供など就労者が安心して働ける環境づくりを支援します。	観光物産課

(8) 相談支援体制の充実と情報発信の推進

①こどもや子育て世帯、妊婦等に対する医療・福祉等の多方面から継続的な支援の一本化

■こども家庭センターを中心に、相談体制の充実や情報発信、地域資源の把握や発掘・開拓等を通じて子育て支援施策を進めています。具体的には、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援まで、切れ目なく対応するほか、妊産婦、こどもやその保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関とのコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中⼼的な役割を担います。



②包括的な相談支援体制の整備

■こども分野に限らず、福祉課題が多様化・複雑化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯に対して施策分野を横断的かつ包括的な相談・支援を行います。

【具体的な事業】

事業名等	内容	部署
重層的支援体制整備事業	「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一體的に実施し重層的なセーフティネットの強化を図ります。	地域福祉課

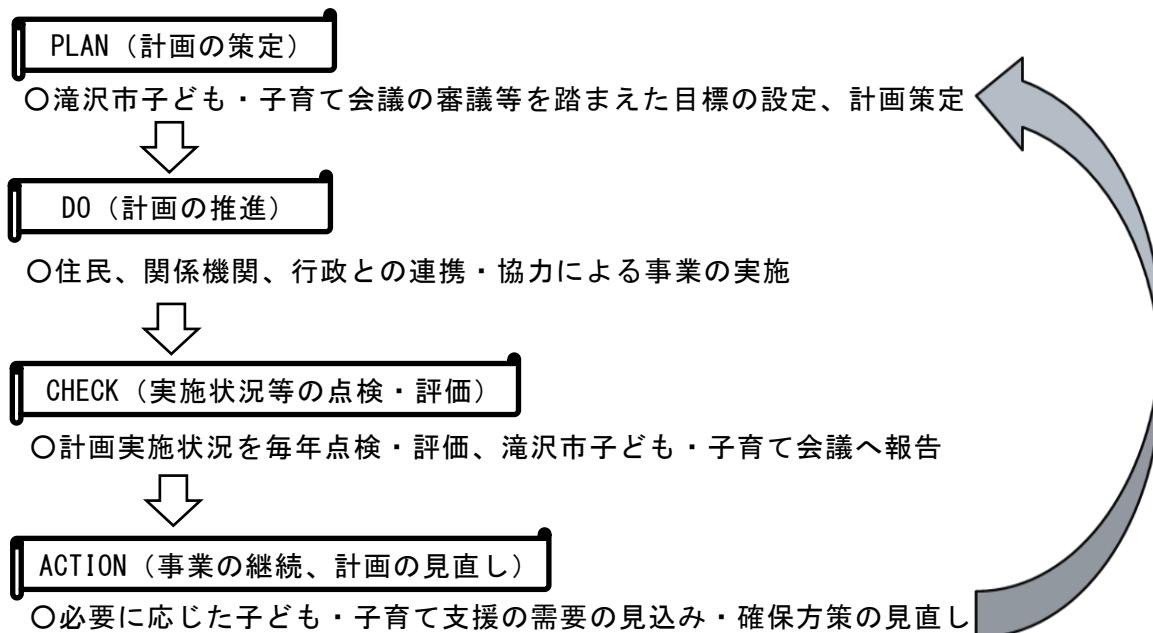
第5章 計画の推進

1 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

【滝沢市 子ども子育て支援事業計画に係る PDCA サイクル】



2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野のみならず、保健、医療、教育、就労等多岐にわたることから、子育て課・こども家庭センターが主管となって関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、認定こども園等の教育・保育事業の運営事業者をはじめとして、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関との適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間性を育む基本的な場であり、子育ての一義的な責任は保護者が負うものです。その役割の重要性を再認識し、男女が共同で家事や育児を担い、思いやりや自主性、責任感などを育むことのできる家庭づくりに取り組むことが必要です。

さらに、地域との連携のもと、家族が親密なふれあいを保ち、互いに助け合う人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 地域の役割

地域は、子どもだけではなく、地域に住むすべての人々が生活を営む場です。地域にとって子どもは次代を担う大切な宝であるという認識をもちながら子どもの成長を見守り、育んでいくことが必要です。

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、ボランティアや子育て経験者、高齢者など、様々な立場から子育てを支援することが期待されます。

(3) 保育所・認定こども園・学校等の役割

保育所・認定こども園・学校等は、集団生活を通じて子どもたちが成長し、人格を形成する場です。地域と交流・連携・協働しながら、子どもの生きる力と豊かな心を育む教育・保育の充実に努めることが期待されます。

(4) 事業主の役割

事業主・企業・事業所は、従業員が家庭や地域の一員としての役割を果たすことができるように、就業環境・条件の整備・改善を積極的に推進するとともに、子育て家庭にやさしい、子育てしやすい環境づくりに努めることが期待されます。

(5) 行政の役割

行政は、本計画の施策・事業を、関係各課等が整合性をもって推進できるよう連携体制の確立を図ります。それとともに、家庭、保育所・認定こども園・学校、地域、企業・事業所といった関係機関と連携・協働しながら、幅広い視野を持って少子化対策及び子ども・子育て支援対策を推進します。

また、法の整備等の全国的・広域的な問題については、国や県に対して要望・要請を行います。

資料編

○第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定経過等

○滝沢市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月24日

条例第21号

改正 平成25年12月13日条例第49号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、滝沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条に規定する者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、子ども・子育て会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が会議

に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和4年7月19日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画

令和7年 月

編集・発行／滝沢市 健康こども部 子育て課

〒020-0692 滝沢市中鵜飼 55 番地

TEL 019-684-2111（大代表）
